Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-02

血と国-中国残留日本人孤児の肉親捜し

浅野, 慎一
[トン], 岩

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,3(1):115-133

(Issue Date)
2009-09-30

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81001692

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81001692

神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要第３巻第１号 2009
Bulletin of the Graduate School of Human Development and Environment Kobe University, Vol.3 No.1 2009.

研究報告

血と国 ―― 中国残留日本人孤児の肉親捜し

Blood and Nation：Seeking for the Blood Relations of Japanese Children left behind in China after W.W. Ⅱ.

浅　野　慎　一*　　佟　　岩**
Shinichi Asano*　　Yan Tong**

要約：本稿の課題は、中国残留日本人孤児の肉親捜しに焦点を当て、その歴史・社会的意義を考察することにある。残留孤児の肉親捜しにおいては、孤児の年齢という要素が決定的な分岐点となる。年長者は身元情報が豊富で肉親が判明しやすく、年少者は判明が困難である。また残留孤児の肉親捜しにおいて日本政府が果たした積極的役割は、きわめて限定的である。むしろ日本政府は、残留孤児の肉親捜しに様々な困難を生み出した。とりわけ日本政府が訪日調査の参加資格として、現実と乖離した高いハードル――具体的な手がかり・証拠の提出――を課したことは、身元情報が少ない年少の孤児の肉親捜しの取り組みを決定的に遅延させた。もともと身元情報が豊富な年長の孤児は、訪日調査を待つまでもなく、自主調査で肉親が判明していた。身元情報が乏しい孤児のために行われたはずの訪日調査の参加資格に、具体的な身元情報の提出を課すことは、大きな矛盾であった。さらに残留孤児の肉親捜しの動機は、血統主義的国民統合の論理ではなく、むしろ帝国主義やポストコロニアルの国民国家システムに対する批判であり、人間としての普遍主義でもあった。それはまた単なる自然本質主義でもなく、自然と社会の統一的把握においてのみ理解しうる生活の論理にほかならなかった。

「人生無離別、誰知恩愛重」（蘇東坡）
「我々はどこからきたのか、我々とは何なのか、我々はどこへ行くのか」（ゴーギャン，Ｐ.）

序　問題の所在

本稿の課題は、中国残留日本人孤児の肉親捜しに焦点を当て、その歴史・社会的意義を考察することにある。

その際、次の諸論点に留意する。

第１に、残留孤児の肉親捜しを、日本国籍の認定や日本への永住帰国の単なる前段階ではなく、固有の意義ある社会的行為として把握する。この論点は、日本政府が当初、肉親の判明(戸籍の確認)を日本国籍認定や永住帰国許可の前提条件と位置づけてきた経過もあり、しばしば看過されてきた。実際には、肉親が判明しても日本に永住帰国せず、中国国籍のまま、中国にとどまっている残留孤児もいる[1)]。逆に肉親が未判明であるが、日本国籍を認定され、日本に永住帰国している残留孤児もいる。日本の国籍は血統主義であるため、実父母のいずれかが日本国籍者であれば、子供にも日本国籍が認定される。しかし、日本国籍者の子供として日本国籍を認定されることと、実父母の子供として身元が判明することは、明らかに意味が異なる。

第２に、このことは、残留孤児の肉親捜しをめぐる血統主義的国民統合の論理をいかに捉えるか、という問題に連なる。残留孤児の肉親捜しはしばしば、「血が呼んだ祖国」といった血統主義的ナショナリズムの文脈で語られる[2)]。日本国民としての平等や権利を求める残留孤児の要求もまた、ある種の血統主義的ナショナリズムの色彩を帯びることがある。残留孤児が日本政府の政治的責任を追及する集会で「我々は日本人の血統をひく日本国民だ」と訴え、デモ行進で「日の丸」の鉢巻きを締める姿は、その象徴といえよう。ここに、ある種の排他性や限界を見出すのは容易である。しかし、その基底を流れる批判的普遍主義を汲み取らねば、残留孤児の主体性を把握しそこなう。

第３にこれは、帝国主義とポスト・コロニアル世界の関連の問題でもある。南（2006）[3)]は、残留孤児の肉親捜し･帰国促進運動が「日本社会に残留日本人をめぐる『感傷の共同体』（＝記憶空間）」を生み出し、その中で「『戦争被害者』『棄民』といった『犠牲者』的な見方が生まれ、今日まで定着している」と指摘している。そしてこの運動の過程で、「満州からの引揚者たちの記憶が使われ、日本政

*　神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
**　龍谷大学講師(非常勤)

(2009年４月１日　受付
2009年９月１日　受理)

府や日本社会に訴え、成果をあげてきた」が、「しかし、その記憶は引揚者という見方で両者（引揚者と残留孤児＝筆者補足）を連結しただけ」だったと述べる。つまり帝国主義支配に対する根底的総括を経ないまま、安易に戦後の国民国家統合の肯定へと一挙に回収されるのである。本稿は、残留孤児自身の肉親捜しの実態と論理の側から、この問題にアプローチする。

第４は、血統・肉親における自然的属性、および社会的関係性の連関をいかに把握するか、である。この問題は従来、ほとんど論じられてこなかった。残留孤児が血統上の肉親を捜し求めることは、一方では「自然」な本能的行為とみなされがちである。しかし他方で、そこにさまざまな社会構築性を見出すこともまた、容易である。そしてさらに、いくら多様な社会構築的諸要素を列挙しても、最終的に肉親捜しに自然本質的要素が存在しないことは立証しえない。人は、血統――遺伝・生得的身体・両親――を選択できない。肉親捜しは――それがいかなる社会的文脈でなされるにせよ――、自らの存在の起源を確認しようとする類的行為であり、人間の本能的な営みといえる。しかし人間の本能の特殊性は、生物的本能への反逆にある。また人間の生物的本能はそれ自体、社会的に構築される[4)]。残留孤児の肉親捜し・血統主義は、自然本質主義と社会構築主義の二分法や二者択一では把握しきれない。

そして第５に、日本政府が残留孤児の肉親捜しに果たした役割を明確にする。2002 ～ 08 年に全国各地で争われた残留孤児の国家賠償訴訟において、日本政府が残留孤児の早期帰国に果たした役割が、一つの主要な争点となった[5)]。そしてその一環として肉親捜しについても、日本政府の責任が問われた。本稿は直接、法的判断を下すものではない。しかしその前提となる事実を、残留孤児の証言に基づいて検証・確定することを目指す。

第１章　対象者の類型と記憶

本稿が素材とする調査は 2004 年、兵庫県在住の中国残留日本人孤児・44 名を対象としてインテンシブな面接聞き取りで実施した。

第１節　残留孤児の４類型

分析に際しては、浅野・佟（2008）、および佟・浅野（2009）で抽出した残留孤児の４類型[6)]を用いる。

すなわちまず、比較的年長（日本敗戦時６歳以上）で、①遼寧省・吉林省等の都市で中国人養父母に引き取られた《Ａタイプ》（10 名）、および、②黒竜江省等の農村で引き取られた《Ｂタイプ》（10 名）である。こうした年長の残留孤児の多くは、満州開拓団の子供として生まれ、日本敗戦時、数カ月間におよぶ逃避行を余儀なくされた。実父は日本の敗戦前、「根こそぎ動員」で徴兵され、ある者は戦死し、ある者はシベリアに抑留後、日本に帰還した。実母の多くは、敗戦後の逃避行の途上で死去した。したがって、彼・彼女らの日本在住の肉親は実母以外――実父、兄弟姉妹、伯父・伯母等――であることが多い。

一方、比較的年少（同５歳以下）の残留孤児にも２つのタイプがある。

一つは、③黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に放置され、中国人に拾われた《Ｃタイプ》（11 名）である。傍らに肉親らしい日本人の死体が散乱していた場合もあれば、子供だけが置き去りにされていた場合もある。彼・彼女らはおそらく、年長の孤児と同様、逃避行の途上で、肉親と離死別したものと思われる。ただし肉親の身元を示す情報は最も少ない。

もう一つは、④遼寧省・吉林省等の都市で引き取られた《Ｄタイプ》（13 名）である。彼・彼女らの多くは、遼寧省・吉林省の都市に生まれ、逃避行の経験はない。日本敗戦後も実母は健在で、子供の生命を助けるため、知人の紹介で中国人養父母に託した。仲介者は、実父母と養父母の共通の知人である。そして実母の多くはその後、集団引揚げで日本に帰還した。そこで《Ｄタイプ》では、実母が日本で生存している可能性が比較的、高い。また仲介者や養父母が、実父母の身元に関する情報を、ある程度、知っていた可能性も高い。

第２節　身元に関する記憶

さて、肉親捜しにおいては、残留孤児自身、身元に関する記憶・情報をどれほどもっているかが、決定的に重要になる[7)]。

年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）――とりわけ８歳以上――は、実父母の氏名・容姿・職業、自らの氏名・年齢、家族構成、満州に渡る以前の生活状況、満州での開拓団の名称や住所、家族との離別状況等、具体的な記憶をもっている。また日本敗戦当時から、すでに自分が日本人であるとはっきり自覚していた（表１参照）。

＊「実父の名前も、漢字の順番が少し曖昧だったが、覚えていた。もちろん自分の日本の名前、11 人の家族の名前や開拓団の住所、満州に渡る前のようすも覚えていた。実父の容貌、実母の身長、私は誰に似ているか、何のために中国に渡ったかも、すべて覚えていた」

「日本の敗戦時、もう物心がついており、自分が日本人であることは忘れられなかった。敗戦前、私は自分が着ていた服に刺繍された日本の文字を覚えていた。私はスズメの形と覚えていたが、それは『ひ』だった」

「実母と弟、妹がどこでどのように死んだか、いつ中国にきたのか、全部覚えていた。生年月日までは正確に覚えていなかったが、それでも自分が何歳かは知っていた。もちろん自分が日本人であることもわかっていた。自分の名前は実母がよく呼んでくれたから、記憶していた。日本の故郷の地名も覚えていた」

これに対し、年少の残留孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）は、身元に関する記憶がほとんどない。ごく一部に、「実母がソ連兵に撃ち殺された」、「実母が病気になった時、２人の女性が見舞いにきた」など、強く印象に残った場面の断片的な記憶をもつケースもあるが、多くは全く記憶がない。

表１　肉親との離死別時の記憶・身元情報

タイプ	年　長		年　少		計
	A	B	C	D	
あり	10	10	－	－	20
曖昧	－	－	4	－	4
なし	－	－	7	13	20

資料：実態調査より作成

第２章　国交回復以前の集団引揚げと肉親捜し

さて戦後、残留孤児が肉親と再会しうる最初のチャンスは、1946～58年まで断続的に行われた集団引揚げであった。

第１節　前期集団引揚げ

1946年５月、米軍代表は中国東北保安司令部（国民党軍）、次いで中国共産党軍との間で、中国東北地方の残留日本人の送還に関する協定を結んだ。これに基づき、日本への大規模な集団引揚げ（「前期集団引揚げ」）が実施された[8)]。

ただし、これに参加できたのは、引揚げ船が出航する葫蘆島まで自力で移動できた者に限られた。すでに実父母と離死別し、中国人養父母に引き取られていた残留孤児がこれに参加することは、ほぼ不可能だった。またたとえ実父母が生存していても、幼少で衰弱した子供を葫蘆島まで連れて行き、乗船させることは事実上、困難であった。

その後、中国では国民党と共産党の内戦が激化し、1948年８月を最後に前期集団引揚げは途絶えた。1949年10月、内戦が終結し、中華人民共和国（以下、「中国」）が成立した。しかし東西冷戦の下、ＧＨＱ管理下の日本政府と中国政府の交流は断絶したままだった。1952年４月、サンフランシスコ講和条約の発効により日本は主権を回復したが、日本政府は引き続きアメリカ従属路線をとり、中国政府を承認せず、国交は樹立されなかった。政府間交渉による集団引揚げも、実施されなかった。

第２節　後期集団引揚げ

さて1952年12月、中国政府はラジオ放送（北京放送）を通じて、残留日本人の帰国を援助する意向を表明した。これを機に、中国紅十字会と日本赤十字社・日中友好協会・日本平和連絡会との間で会談が重ねられ、1953年３月から計21次にわたり、民間レベルで集団引揚げ（「後期集団引揚げ」）が実施された[9)]。

中国政府はこの引揚げ事業を推進するため、残留日本人に関する大規模な国内調査を実施した。残留孤児についても、公安局を通じて一人ひとりに帰国の意思を確認したのである。本稿の対象者44名のうち年長者を中心に少なくとも10名は、この調査を受けたことを記憶している。

しかし、この調査を受けたことを記憶している残留孤児は当時、最年長で17歳、最年少で９歳、平均13.9歳にすぎなかった。公安局の調査を受けたことを記憶していない孤児もいると思われるが、その多くはさらに年少であろう。そして彼・彼女らは、中国人養父母の保護の下、ようやく一応の生活の安定を確保した時期にあった。また肉親・保護者の存否も不明な日本に帰還して、どのように生きていけるのか、彼・彼女らには想像もつかなかった。特に年少の孤児には、この公安局による調査で初めて自分が養父母の実子ではなく、日本人だと知らされたケースもあった。年長の孤児もすでに日本語を忘れていた。養父母の多くもまた、孤児達が中国にとどまることを望んだ。そこで孤児達は、「日本には帰らない。養父母のもとにいる」と答えるしかなかった。

＊「1953年、公安局が調査にきた。当時、私は意味がよくわからなかった。『帰国』といわれても、小学生の私にとっては中国が自国、養父母の家が自宅と感じていたような気もする。養父母も『お前は実の親に捨てられたのだから、帰らないで』と言った。それで私は『帰らない』と言った。私は当時、小学生だからね」

「1953年、私が小学生の頃、公安局の調査があり、養母は私を公安局に連れて行った。その時、公安局の職員に『日本に帰りたいか。帰りたければ、帰ってもいいよ』と言われた。でも、いったいどこに帰るというのか？、日本はどこにあるのか？、養母と離れて、私はどうやって生きて行くのか？、誰が私の面倒を見てくれるのか？、何が何だかわからず、『いいえ』と断った」

「1953年、私が13歳の頃、残留日本人は皆、日本に帰国するよう言われた。公安局の職員がうちにきて、養父と相談した。養父は帰国に反対した。私も、日本の家はどこにあるのか、親戚は誰がいるのか、全然わからず、日本に帰るとは言えなかった」

「1953年頃、公安局が調査にきた。その時、私は初めて自分が養父母に拾われた子で、日本人だと知らされた。公安局の人は『日本に帰りたいか。帰りたいなら手続きをしてあげる』と言った。養父母も『自分で選びなさい』と言った。でも当時、私は小さかったし、日本でまた日本語をゼロから学ぶのは大変だろうと思った。それに日本に帰っても私には実父母もいないと思い、『日本には帰らない』と答えた。私は小さかったから、あまり物事がわかっていなかった。せめて15歳位だったら、日本に帰ることを選んだかもしれない」

総じて残留孤児達は、大人の残留日本人とは異なり、実父母・肉親の消息や日本での養育の見通しが示されない限り、「単身で日本に帰国する」という意思決定は事実上、できなかったのである。

また、すべての残留孤児に後期集団引揚げの情報が周知されたわけでもなかった。当時、公安局の調査を受けた記憶がない年長の残留孤児の中には、日本敗戦直後から「日本の肉親と再会したい」、「日本に帰りたい」という気持ちをずっと持ち続けていたと語るケースもみられる。

一方、日本政府（厚生省）は残留孤児について「現地住民の生活に同化して残留することになった」と認識し、また中国東北地方における日本人生存者の「大部分は国際結婚の婦人」であり、「真に帰国を希望する者は少ない」とみなしていた[10)]。そこで残留孤児に対し、実父母や肉親の消息、および日本帰国後の養育に関する情報も、特に伝えることはなかった。

第３節　後期集団引揚げの中止と年長の孤児による自主調査

1958年７月、後期集団引揚げも中止された。同年５月、長崎の中国切手展の会場で、一人の日本人青年が中国国旗を引きずりおろす事件が発生し、これについての日本政府（岸信介総理）の発言に反発した中国政府が、日本人の帰還事業への援助を停止したのである。同年10月、中国紅十字会は帰還事業への援助を再開する旨のラジオ放送（北京放送）を行ったが、日本政府はこれに応じず、集団引揚げは再開されなかった[11)]。

後期集団引揚げが、より早く開始され、またはより遅くまで継続されていれば、年長の残留孤児（《Ａ・Ｂタイプ》）が日本に帰国し

て肉親と再会できた可能性はかなり高かったと思われる。

まず1940年代後半にそれが開始されていれば、年長の残留孤児はまだ日本語をはっきり記憶しており、中国語の習得に苦労するなど、中国での生活に違和感や不安を感じていた。

逆に1958年以降も集団引揚げが継続されていれば、年長の残留孤児達は数年のうちに成人として自立し、日本でも自力で生きていけると判断した可能性が高い。

また1958年以降、年長の残留孤児の一部は、すでに中国国内で自主的に肉親捜しに踏み出していた。日本に帰国する残留婦人に手紙に託したり、中国で同じく残留孤児となったきょうだいを捜索していたのである。中には1950年代末～60年代、日本の肉親から手紙を受け取ったり、中国に残留していたきょうだいと再会を果たしていたケースもある。しかし当時､集団引揚げはすでに打ち切られ、彼・彼女らが日本に帰国することは事実上、不可能であった。

＊「1958年頃、私は中国にいる弟を捜し始めた。私は日本の家族のことも、弟が誰にあげられたかも覚えており、その記憶を頼りに鞍山郊外の農村に行って捜しまわり、ついに弟と再会した」

「1950年代末～60年代初め頃、私は黒竜江省方正県などあちこちに行き、人に頼んで肉親を捜してもらった。でも、いくら捜してもみつからなかった。私はずっと帰国したくて、日本に手紙を中国語で書き続けた。手紙は、帰国する残留婦人に託した」

「1960年頃、実父が黒龍江省嫩江県人民政府に手紙を書いた。それで1961～63年頃には実父と連絡がとれた」

第３章　年長の残留孤児の肉親捜し

さて、年長者（《Ａ・Ｂタイプ》）の肉親捜しについてみていこう（表２参照）。

第１節　日中国交回復の前後

まず年長の残留孤児の一部は前述のごとく、すでに1950年代末から自力で肉親捜しに踏み出していた｡また年長の孤児の半数弱は、日中国交回復（1972年）以前に、自力で肉親捜しを試みていた。

しかし日中両国の国交がない中では､やはり大きな制約があった。また戦後の中国では日本人に対する差別・迫害があり、公然と日本人の肉親を捜すことも難しかった[12)]。年長の残留孤児の中には､｢国交回復以前は、いくら日本の肉親を捜したくてもどうしようもなかった｣､｢早く肉親を捜して日本に帰りたいという思いはあったが、養家には戦争中、日本人に首を切られた人もいて、そんなことは口に出せなかった」といった声もある。1960年代初頭に日本の実父と手紙で連絡がついていた孤児も、文化大革命時代には連絡は途絶えた。

こうした年長の残留孤児の肉親捜しにとって、1972年の日中国交回復は、まさに大きな突破口となった。ある年長の孤児は、「田中角栄が中国に来た日は、人生で一番うれしい日だった。どんなに待ち望んでいたか。これでやっと日本の肉親が見つかるかもしれないと思い、本当にうれしかった」と語る。年長の孤児達はいっせいに、本格的な肉親捜しに打って出た。

表２　中国残留孤児の肉親捜し

タイプ		年長		年少		計
		A	B	C	D	
1958年以降	自主調査が先行	10	9	7	9	35
	公安局調査が先行	－	1	4	4	9
自主調査開始年次	～1971年	4	5	－	－	9
	～1974年	3	1	1	2	7
	～1980年	3	2	2	6	13
	1981年～	－	2	4	3	9
	なし	－	－	4	2	6
自主調査方法(MA)	残留婦人等に依頼	8	7	5	4	24
	日本大使館に手紙	3	1	4	2	10
	厚生省に手紙	1	1	2	3	7
	ボランティアから連絡	3	2	－	1	6
	ボランティア等に連絡	－	－	2	2	4
	公安局に申請	－	1	3	9	13
養父母の状況	葛藤・反対	3	－	2	10	14
	問題なし	2	4	1	－	7
	賛成	1	3	5	1	10
	死去	4	3	3	2	12
訪日調査	1981～1984年	3	1	1	3	8
	1985年～	－	3	9	9	21
	参加なし	7	6	1	1	15
判明年次	～1980年	7	6	1	1	15
	1981年～	2	3	1	3	9
	未判明	1	1	9	9	20
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成

第２節　自主調査の方法

【残留婦人を介した自主調査】

年長の残留孤児の肉親捜しの最も主要な方法は、残留婦人への依頼であった。そのことは、日中国交回復以前はもちろんだが、回復以降もあまり変わらない。日本敗戦時に13歳以上だった残留婦人は、年長の残留孤児以上に詳細な記憶と情報をもち、日本語も流暢だった。国交回復以前から、すでに日本の肉親と連絡を取りあっていた残留婦人も多い。国交回復以降、親戚訪問で日本に一時帰国する残留婦人も急増した。

そこで年長の残留孤児達は、自らの身元情報を中国語で手紙に書き、帰国する残留婦人に託した。残留婦人はその手紙を日本語に翻訳し、孤児の肉親や出身地の地方自治体、日本の厚生省やマスコミに届けた。

＊「私は自分の記憶をすべて手紙に書き、複数の残留婦人に託した。彼女達は、私の手紙を日本語に翻訳し、日本の地方自治体に届け、またテレビでも宣伝してくれた」

「親戚訪問で日本に帰ることになった残留婦人に、兄への手紙を託した。私は自分では日本語が書けないので、その残留婦人に書いてもらった」

「残留婦人が日本に帰国するので、私は自分についての資料をまとめ、日本の厚生省に届けてもらった。彼女は私の経歴を日本語に訳し、日本の新聞にも投書してくれた」

年長の残留孤児達は、近隣・職場・親戚等、あらゆる手づるをたぐって残留婦人と連絡をつけた。また残留婦人の側から、残留孤児に積極的に肉親捜しを勧めたケースもある。さらに残留婦人と残留孤児は、互いに他の残留婦人や残留孤児を紹介しあった。残留孤児と残留婦人は、残留孤児の肉親捜しのためのネットワークを構築し、特に日中国交回復を機に、それを急速に拡充していったのである。

＊「養母の近所に住んでいた残留婦人が、日本に帰る前、私に『あなたも肉親を捜して日本に帰りなさい』と勧めてくれた。また撫順にも高齢の残留婦人がいて、彼女も自分の息子をあちこちの残留孤児のもとに行かせ、『日本に帰りたくないか、肉親を捜ししたくないか』と聞きまわってくれていた」

「勤務先の工場の同僚の甥の姉が、残留婦人だった。また近所に別の残留婦人が引っ越してきて、彼女の夫は、私の養父と付き合いがあり、彼女の隣人は私の同僚だった。この同僚が『あの残留婦人があなたに会いたがっている』と伝えてくれ、私は会いに行った」

「日本に一時帰国して戻ってきた残留婦人が、私の親戚に頼まれ、私を捜してくれていた。2年間、私を見つけられなかったが、私の隣人がその噂を教えてくれた。隣人とその残留婦人は遠い親戚だった。私は隣人と一緒に、その残留婦人の家を尋ねた。彼女の家は方正県の西端の山裾にあり、村にはバスも通っていなかった。私は運送会社のバスを借りて村まで送ってもらった。村の子供達はバスを見たことがないので、珍しそうに集まってきた。その残留婦人から私の叔父が捜していると教えられた」

年長の残留孤児の一部は、「日本の同郷出身」「同じ開拓団の出身」等、より具体的な属性に踏み込んで、残留婦人との接触を試みた。それが可能だったのは、年長の孤児達が、自分の身元に関する具体的な記憶をもっていたからだ。これにより、残留婦人も一層効率的に孤児の肉親を捜すことができた。中には、同じ開拓団出身の残留婦人を捜し求める過程で、偶然にも残留婦人になっていた実姉に巡りあった孤児もいる。

＊「最初、同じ開拓団だった残留婦人に、私の肉親のことを聞いたが、わからなかった。でも彼女は、方正県の農村に住む、やはり同じ開拓団出身の別の残留婦人への紹介状を書いてくれた。私が尋ねて行くと、彼女は私の姉の名前を覚えていてくれた」

「近所に岐阜に一時帰国した残留日本人がいた。私は自分の戸籍が岐阜だと知っていたので、彼女に岐阜で肉親を捜してくれるよう頼んだ。彼女は岐阜県庁を訪ね、私の消息を知らせ、肉親捜しを依頼してくれた」

「近所に住む残留婦人が、鹿児島県で実兄をみつけて帰国した。彼女が自分の近所にもう一人、鹿児島出身の日本人孤児がいると、私のことを知らせてくれた。彼女は私と同じ名字だった」

「私は開拓団があった農村に自分のルーツを捜しに行った。そこに行けば、私の肉親の消息を知っている人がいるかも知れないと思ったのだ。そしてあちこち訪ねまわり、偶然にも残留婦人になっていた実姉と再会した。昔の家族の状況や思い出を語り合い、姉弟だと確認できた。姉は日本の敗戦時、もう大人だったのですべてを記憶していた。姉は日本語もでき、すでに一度、日本に帰ったこともあった。私が見つかったと、すぐに日本の親戚に手紙を出してくれた」

【日本政府への調査依頼】

さて、日中国交回復（1972年）以降、年長の残留孤児の一部は、北京の日本大使館や日本の厚生省へも直接、手紙を出し、肉親捜しを依頼した。

しかし日本政府は当初、孤児から届いた手紙を国内資料と照合し、一致点が多ければ、日本国内の肉親に確認する以上の措置をとらなかった[13)]。そこで残留孤児がいくら日本大使館や厚生省に手紙を出しても、多くの場合、何の回答もなく、ナシのつぶてという状態が続いた。

＊「私は大使館と厚生省に、肉親捜しを依頼する手紙を出した。でもいくら手紙を出しても、ずっとほっておかれた。ナシのつぶてだ。大使館に何度も手紙で督促したが、『ちょっと待ってほしい。捜すから』という返事ばかりだった。その後、日本政府からは最後まで何の連絡もなかった」

「家族全員の名前と開拓地の住所を紙に書き、北京の日本大使館に送り、肉親捜しを依頼した。でも反応はなかった。日本政府の対応には不満がある。残留孤児を中国に置き去りにして、しかもかなりの資料をもっていたはずなのに、私達を全く捜してくれなかった。私達は懸命に肉親を捜していたのに、日本政府は何もしてくれず、国交回復から10年間以上、むだにした」

【ボランティア・マスメディアからの連絡】

さて、残留婦人が日本に持ち帰った残留孤児の情報は、日本国内に大きなインパクトをもたらした。日本国内には、中国に取り残された残留孤児との再会を願う肉親（留守家族）も多かった。肉親達は1973年、「日中友好手をつなぐ会」を結成し、残留孤児の捜索活動に着手した。マスメディアはこれを広く紹介した。特に1974年、『朝日新聞』が中国からの残留孤児の便りを報道し、大きな反響を呼んだ[14)]。こうした動きに後押しされる形で、日本政府も1975～81年にかけ、計9回にわたり、残留孤児の顔写真や肉親との離別状況等を新聞・テレビで公開し、情報を求めた[15)]。これらの結果、一部の年長の残留孤児のもとには、日本のボランティアやマスメディアから、連絡が届きはじめた。

＊「東京の日中友好団体から突然、手紙がきた。以後、1984年まで時々、励ましの手紙をもらった。私の日本の家族構成、父がどのようにソ連軍に捕まってシベリアへ抑留されたか等を手紙で伝え、肉親捜しへの協力を依頼した」

「日本で残留孤児を捜している日本人男性が突然うちに来て、『日本に帰りたいなら、何でもお手伝いします』と言ってくれた。私は、自分の記憶をすべて彼に話した。彼は、『返事を待って下さい』と言い残して帰った。彼は私にすごく同情して、私の情報をもって厚生省に調べに行ってくれた」

「熊本県の男性が残留婦人が投書した新聞記事を読み、私に手紙をくれた。彼も私と同様、阿龍旗にいたことがあるそうだ。私は返事のなかで、当時の家のまわりの地図や状況を書いた。彼は、その情報をもとに肉親を捜してくれた」

「朝日新聞から突然、『中国政府が提出した残留孤児名簿にあな

たの名前がある。敗戦後の避難の記憶を書いてください』という手紙がきた。私はすぐ返信した」

第３節　養父母との関係

ところで、年長の残留孤児が自主的に肉親捜しをする際、一部の養父母はこれに反対した。また年長の孤児の側にも、「肉親を捜すのは、ここまで育ててくれた養父母に申し訳ない」といった気兼ね・遠慮があった。

しかし、年長の残留孤児の場合、自ら詳細な記憶・情報をもっているので、養父母から改めて当時の状況を根掘り葉掘り聞き出さなくても、ある程度、肉親捜しを進めることができた。また孤児と養父母はともに、「孤児は日本人であり、養父母の実子ではない」という認識を最初から共有しており、そのこと自体は親子間で特に隠すべき秘密ではなかった。そこで年長の孤児の養父母の中には――様々な葛藤を抱えつつも――孤児の肉親捜しに協力したり、何も言わず見守ったりしたケースも少なくない。

＊「日本の肉親を捜したいと思うようになったが、当初、養母が怖くてなかなか言い出せなかった。でも養母の方から、『自分もいつ死ぬかわからないので、肉親を捜してみたらどうか』と言ってくれた」

「養父は、私が日本大使館や厚生省に手紙を出しているのを知っていた。そして、『数十年も肉親と離れ離れになってきたのだから、皆と会えたらいいね』と言ってくれた。また養父は、自ら公安局に行って、肉親捜しの情報提供の交渉もしてくれた」

「私が肉親を捜すことに、養母は賛成してくれた。養母は、『私はもう年寄りだ。私が死んだら、お前は中国に親戚が誰もいなくなる。せっかく日本に親戚がいるなら捜してみなさい』と勧めてくれた」

第４節　肉親の判明と再会

以上のような自主的な肉親捜しの結果、年長の残留孤児の多くは、1981 年以前に日本の肉親を見つけることができた（表２・３参照）。実母は、日本敗戦時の混乱や逃避行の渦中ですでに死去している場合が多かったが、シベリア抑留から帰還していた実父、または兄姉やおじ・おばが判明したのである。

年長の残留孤児の肉親が比較的スムーズに判明した最大の理由は、身元に関する記憶・情報が豊富だったからである。そしてその記憶・情報を日本に伝え、さらに日中で双方向的に交流する上で、まず残留婦人が、次いでマスメディアやボランティアが大きな役割を果たした。

また、日本国内の肉親もまた、強い関心をもって残留孤児達の情報を受信し、自ら捜索にも踏み出していた。肉親達は、一時帰国した残留婦人、および厚生省に調査を依頼し、手がかりがあった中国の孤児に直接、手紙を出し、残留孤児の消息を捜索してきたのである。一方、日本政府が行ったのは、年長の孤児とその肉親の双方から捜索の依頼があった場合に限り、情報を照合し、一致点が多ければ、肉親に通知することにとどまった。

＊「１～２年もかからず、肉親が判明した。伯父（実母の弟）の妻がテレビで、私の情報を見た。彼女は自分でもいろいろ調査をし、帰国した残留婦人から話も聞いた。その残留婦人は私に、『正確な名字がわからないか』と手紙をよこした。私は昔、住んでいた所に行き、調査をした。するとある人が当時、満鉄に務めていて、私のことを知っていた。彼は、私の服の上に『T』という名字が書いてあったことを覚えていた。私はこの情報を伯父に届け、日本の家庭裁判所による調査の結果、私の氏名が『T・M』だと確定できた。私の証拠は日本と中国の両方で捜したのだ。私は中国で、伯父が日本でそれぞれ調査した」

「肉親捜しを依頼した残留婦人が日本に行って１カ月後、肉親の消息がわかった。私は実父の名前を覚えていたので、すぐに見つかった。実父から手紙が届き、文通がはじまった。実は実父も私を捜すため、厚生省に届け出ていた。また実父は、同じ開拓団にいた残留婦人が日本に帰国した時、彼女にお金やテレビを贈り、私を捜してくれるよう頼んでいた」

「私が残留婦人に頼んで日本に手紙を出すのと前後して、日本にいた伯母もちょうど日本政府に私を捜す資料を提出していた。それで伯母と連絡がとれた。伯母は私の中国での住所を知っていた。私は実父母の名前も覚えていたから、身元はすぐわかった」

「日本大使館に手紙を出して１カ月後、日本の兄から返事が来た。実は私が日本大使館に手紙を出すのと前後して、兄も日本で、日本大使館の大使の兄に、私を捜してくれるよう頼んでいた。私は、そんなこととも知らず、大使館に手紙を書いたのだ」

表３　肉親判明者の特徴

タイプ		年長		年少		計
		A	B	C	D	
方法	自主調査	8	6	1	－	15
	双方	－	1	1	3	5
	訪日調査	1	2	－	1	4
肉親属性(MA)	実母	1	－	2	3	6
	実父	3	2	1	1	7
	その他のみ	5	7	－	－	12
初回親戚訪問	３か月	1	1	1	－	3
	約半年	5	5	1	2	13
	それ以上	1	－	－	1	2
	なし	2	3	－	1	6
計		9	9	2	4	24

資料：実態調査より作成

そして年長の残留孤児の多くは、肉親が判明して数年後、親戚訪問で３カ月～半年間ほど中国の子供達とともに日本に帰国し、肉親との再会を果たした。大半の年長の孤児達は多くの親戚に囲まれ、喜びの時をすごした。

＊「伯父の家で３カ月間、生活した。私の親戚訪問は新聞でも報道されたので、他の親戚も次々に電話をかけてくれたり、車で訪ねてきてくれたりした。従兄弟達も皆、来てくれた。親戚は皆、優しかった」

「実父と奇跡的な再会を果たした。空港まで出迎えてくれた実父は言葉も出ず、ただ泣いていた。来日して１カ月間、実父の家に滞在し、その後、伯母の家に２カ月泊まった。親戚は皆、

優しくしてくれた。あちこち観光にも連れていってくれた」

ただし一部の年長の残留孤児は、親戚訪問の際、肉親との間に軋轢を感じざるを得なかった。30年間以上にわたる離別は、言語や文化習慣、および実父母の再婚等による新たな人間関係の壁を作り出していた。年長の孤児達は、再会以前に思い描いていた懐かしい肉親のイメージを打ち砕かれ、深いストレス･苦悩にさいなまれた。

＊「実父は帰国当初、とても歓迎してくれたが、言葉が通じず、食事もあわなかったので次第に気詰まりになった。実父が何を言っているのか、私には全くわからなかった。漢字も日本と中国では違い、たとえば『子供』『実父』『写真』と書かれても何のことかさっぱりわからない。しかも私は日本滞在中、盲腸炎で手術して1週間、入院した。その費用がかかったせいか、異母兄は不機嫌になり、ますますぎくしゃくしはじめた。私の入院中、異母兄は『パジャマ2000円、タオル200円』と領収書を出して、私にお金を請求しはじめた。私は日本に来てから中国への土産代を稼ごうと思い、食品加工の工場で働いていたから、そこから払えと言うのだ。私は怒ってスーパーで同じようなパジャマやタオルを買って返した。すると異母兄の妻は『パジャマは要らない、金を返せ』と叫び、私を殴った。私が退院すると、異母兄は『もう親の顔も見たのだから、中国に帰れ』と言った。私は異母兄や実父の家を飛び出し、アパートを借りることにした。こうして日本の親戚とは絶縁状態になってしまった」

「言葉の問題で､実母とあまり話はできなかった｡しかも実母は､『どうしてお前は日本語が話せないのか。何もわからん』と私を責めた。実母は30年以上も私を中国に置き去りにしたのに、そのように怒るのはとても理不尽だと思う。通訳は初日の歓迎会の時だけいて、その後は帰ってしまったから、とても困った。実母は私に当たったり、罵ったりした。3カ月後、(同じく残留孤児の）弟も親戚訪問で日本に帰ってきた。弟が実母の家に着いたのは、夜の11時頃だった。弟は空腹だったので、私は家にあった麺と卵で食事を作ってやった。すると実母は、『この卵は、おじさん（実母の再婚相手）のためにとっておいたのに、なぜ食べさせるのか』と怒った。私はたどたどしい日本語で、『弟は帰ってきたばかりだし、腹が減っている』と言った。でも実母は『だめだ、それはおじさんの明日の朝食だ。どうするつもりだ』と怒鳴った。私は日本語で反論できなかったので、中国語で反論した。その後、何日間もケンカが続いた。私は実兄の家に行き､『もう我慢できない。中国に帰りたい』と言った。実兄は『難しい手続きをして、ようやく日本に来られたのだから、もう少し我慢しろ』と言った。でも私は、『私は小さい時からずっと苦労してきた。それなのになぜ、実母に会ってまでこんな悔しい思いをしなければならないのか。もしどうしても日本に残れと言うなら、アパートを借りてくれ』と訴えた。実兄はアパートを借りてくれ、私と弟は実母と別居した。本当に悲しく、悔しかった」

第４章　年少の残留孤児の肉親捜し

さて次に、年少の残留孤児（《Ｃ・Ｄタイプ》）の肉親捜しについてみていこう（表２参照)。年少の孤児の肉親捜しは、年長者のそれとは大きく異なっている。

第１節　自主調査の契機と動機

まず年少の残留孤児もまた、３分の２は自力で肉親捜しに踏み出した。ただしそれはすべて日中国交回復（1972年）以降であった。日中国交回復後、年長の孤児の肉親が判明するのを目の当たりにして、次第に自分も捜してみようと思いたったケースが多い。

＊「日中国交回復まで、自分では捜しようがなかった。実父母の出身地も名前も、満州のどこに住んでいたのかもわからず、手がかりが何もなかったからだ。でも国交回復以後、まわりで他の孤児の肉親が見つかったという話を聞き、私もいつか見つかるかなぁと心が動き始めた」

「両親がどこにいるかも､どのように捜すべきかもわからなかった。捜したい気持ちはあっても、日中の国交が回復するまでは実際には何もできず、自分一人では捜せないと諦めていた。国交回復しても、まだ肉親捜しができるということ自体、知らなかった。その後、肉親が見つかった孤児もでてきたので、私も捜してみたいと思った」

「日中国交が回復し、肉親を捜すことに興味をもち始めた。でも1977年頃までは、肉親捜しの方法を教えてくれる人もいなかったし、手がりもなく、どうやって捜せばいいのかわからなかった。その後、肉親が見つかった残留孤児に方法を教えてもらった」

また年少の残留孤児は、肉親に関する具体的な記憶がないので、年長者のような「懐かしい肉親との再会を切望する」といった要素は、相対的に希薄である。そこで自ら進んでというより、周囲の勧めで肉親捜しに踏み出したケースも少なくない。一部には、日本の肉親を捜すことが、生活水準の向上につながるのではないかという動機も――特に貧しい農村に住む孤児（《Ｃタイプ》）を中心に――みられた。

＊「夫の同僚が夫に、『妻の肉親を捜してあげないと可哀想ではないか。他の孤児はもう肉親を見つけて日本に帰国したよ。君の妻はまだ道路掃除(の仕事)をしているのか。早く肉親を捜して、日本に行ったらどうだ』と勧めてくれた。それで、夫が公安局に肉親捜しを申し込んだ。私自身は中国で何十年も生活して、今更日本に帰るなんてと思っていたので、なかなか捜す決心がつかなかった」

「職場の同僚が、肉親捜しをするように勧めてくれた。彼女は残留婦人で、日本に１年間、帰って来て、中国に戻って来ると、皆にとても羨まれた。彼女が『日本の生活はいいよ、あなたも肉親を捜して日本に行ったらどうか』と勧めてくれた」

「妻の伯父が『たとえ日本の肉親が見つからなくても、日本人だと認められれば、妻の戸籍を都市に移せるのではないか』と助言してくれた。当時、私の妻と子供は農村戸籍で、都市に正式の仕事がなく、住宅ももらえなかった。それで私は日本人で

あることを利用して、外事科に頼んで妻と子供の戸籍問題を解決しようと思った。それが私の肉親捜しの主な目的だ」

「まわりの人から『皆、肉親を捜しているから、あんたも捜した方がいい』と言われた。『偽物（の残留孤児）でも捜しているのに、あんたは本物なのになぜ捜さないのか』と言われた。それを聞き、私も子供の将来のために肉親を捜そうと決心した」

しかし他方で、年少の残留孤児の肉親捜しの動機には、「自分はどこからきたのか／自分は何者なのか」という自らの存在とアイデンティティの根源を求める要素も――特に相対的に安定した都市に住む孤児（《Dタイプ》）を中心に――みられた。これもまた、具体的な記憶をもつ年長者とは異なる、年少者に固有の動機である。こうした自己の存在の由来への問いは、人間として本質的なものといえる。それゆえまたそれは、時として具体的な歴史・社会的規定性を曖昧にしたまま、無限に膨張しがちでもある。しかし残留孤児の場合、自らの存在の成り立ちを問おうとすれば、必然的に日本の侵略戦争、ポストコロニアルの中国社会での苦難、そして日本政府による放置といった歴史・社会的諸事実についての認識が不可欠になる。また自らの存在の根源を問う思いの膨張それ自体が、現実生活で直面する差別や苦難に耐え抜いたり、やりすごしたり、異議申し立てをしたりするための重要な基盤になることもある。

＊「肉親を捜そうと思ったのは、自分がなぜ孤児になったのか、当時の歴史や経過を聞いてみたかったからだ。それと、自分の目で故郷を見てみたかった。自分の本当の出自、自分が誰なのかを知りたかった。そういう思いが次第に膨らみ、実父母を見つけることだけが、私の一生の目標のようになっていった」

「肉親を捜そうと思ったのは、私も30歳をすぎ、自分は一体どんな人間なのか、子供にもきちんと伝えたかったからだ。自分は日本人なのか、中国人なのか。自分はどこの誰の子供なのか。なぜ、どのようにして残留孤児になったのか。幼少時から中国人だと信じて生きてきたが、その後、本当は日本人ではないかと疑うようになり、30歳をすぎてから日本人だとはっきり確信した。私はいったい何者なのか。それをはっきりさせたかった」

第２節　情報収集とその困難――養父母の抵抗・葛藤

さて、年少の残留孤児の肉親捜しにおける最大のネックは、情報不足であった。そこでまず関係者、特に養父母から情報・証言を集めることが、どうしても必要になった。

しかし、それは困難を極めた。

まず第１に、養父母をはじめとする関係者がすでに死去したり、離婚等で行方不明になっていたケースがある。

＊「肉親を捜そうとした時、養父はもう亡くなっていた。日中国交回復の直後なら、まだ養父も生きていたのだが。最初の養母もいろいろ知っていたはずだが、早く亡くなった。私を拾った時のことについて証言してくれる人は、誰もいなくなっていた。養父母は生前、私のことについて何も教えてくれなかった」

「養父はすでに死去し、養母はずっと以前に離婚して音信不通だった。だから私は自分のことはいっさいわからず、肉親を捜すのは無理だった。それ以外で私のことを詳しく知るのは、私を養父母に仲介した伯父（養父の妹の夫）だけだった。しかし伯父は戦前、日本の通訳をしていたので文化大革命で迫害され、音信不通になっていた。苦労してその伯父を捜し出したが、やはりもう亡くなっていた」

第２に、養父母や仲介者自身、あまり具体的な情報をもっていないケースも少なくなかった。特に路上・戦場跡で拾われた残留孤児（《Cタイプ》）の場合、養父母や仲介者も孤児の身元に関する詳しい情報をもっていなかった。また実父母と養父母の共通の知人が仲介した残留孤児（《Dタイプ》）でも、仲介者があえて実父母の身元を明かさずに養父母に託したり、長い歳月の間に養父母の記憶が薄れたりしていた。実父母が孤児の身元情報を書いた紙を残していたケースもあったが、文化大革命時代に迫害を恐れて処分されていた。

＊「養父は、私が間違いなく日本人だと言ってくれたが、詳しいことは養父にもわからなかった。私の日本の名前も、両親のことも、出身地も、何もわからなかった。ただ養父の知り合いが、路上で私を拾ったというだけだ。そばに日本人の遺体がたくさん横たわっていて、私は日本の子供の着物を着せられていたそうだ」

「仲介者だった養母の弟も、あまりはっきり覚えていなかった。当時、彼も深く考えず、ただ姉のために子供をもらっただけで、実父母の具体的な話はほとんど聞かなかった。実父母は日本に帰るから、もう関係ないと思ったのだ。日中の両国民がまた付き合うようになるなんて、当時はそこまで考えなかっただろう。私は心の中では一生懸命、肉親を捜したが、いくらそう思っても情報がなく、力が足りなかった。養父母と実父母の契約書もあったが、文化大革命の時に焼いた。後になって私は、どこかに隠せばよかったと後悔した。でも当時は本当に恐ろしく、びくびくしながら暮らしていたから、焼くしかなかった」

第３に、残留孤児の身元情報を明かすことに抵抗・葛藤を抱く養父母も多かった[16]。もともと年少の残留孤児を引き取った養父母の中には、『年少の孤児の方が実父母の記憶がなく、実子として育てやすい』と考え、あえて年少者を引き取ったケースもある。また養父母が、年少の残留孤児自身に対しても「養子ではない。実子だ」と言い聞かせて育ててきたケースも少なくない。いわば年少の孤児と養父母の間では、「子供が日本人であり、養子である」こと自体――たとえ残留孤児がある時点で、そのことに気づいていたとしても――、触れてはならぬタブーとされていたことも多いのである。さらに文化大革命時代、多くの養父母は年少の残留孤児のことを「日本人ではない」と言い張って、政治的迫害から守り抜いてきた。しかも養父母が年少の孤児を引き取った動機の一つは、「老後の頼りとなる子供がほしい」ということであった。中国では慣習的にも法的にも、老親の扶養は子供が責任をもつ。特に実子がない養父母にとって、養子はかけがえのない「老後の頼り」であった。日本の実父母がみつかり、自分の老後をみてもらえなくなることは、養父母にとって深刻な事態であった。こうした諸要素が絡み合い、容易に真実を語らない養父母も多かった。そして同様の葛藤は、残留孤児の側にもあった。年少の孤児には、養父母に愛情をもって優しく育てられたケースが多い[17]。孤児達は養父母に真実を聞くべきか否

か葛藤した。養父母と孤児は互いに葛藤と配慮を繰り返し、行きつ戻りつした。養父母以外の関係者も、こうした状況を目の当たりにし、口を開かなかった。「死ぬ直前にようやく告白」した養父母もいる。「肉親捜しは養父母がともに亡くなってから」と決めていた孤児もいる。しかしそれでも多くの残留孤児は養父母に真実をたずねる決意を固め、また多くの養父母も最終的には孤児の心情を思いやり、肉親捜しに協力していったのである。

＊「私には何の手がかりもないから、どうしても我慢できず、思い切って直接、養父にたずねた。初めて養父にたずねた日のことは、今も鮮明に覚えている。私が養父に『日本の肉親を捜したい』と言うと、養父は横になっていたのに、バッと起き上がった。怒り出すかなぁと思っていたら、養父はゆっくりと『このことはずいぶん前から考えていたよ。いつかお前は必ず私に聞くと思っていた。その日が来たら、私は必ず全部隠さず教えようと覚悟していた。もちろんお前が聞かなければ、私も言わないつもりだった』と言った。養母は、『やはり自分の生んだ子ではないから、実父母を捜すのだ』と嘆いていた。いくら私が説明しても、養母の心配は解けなかった。でも私は養母を責めるつもりはない。養父母には、子供は私一人しかいないのだ」

「養母は真相を話したがらなかった。最初、私が自分の身元について聞くたびに、養母は泣いたり、怒ったりした。私は仲介者だった養母の弟に、こっそり当時の事情を聞いた。ある時、彼（養母の弟）が養母の前で、『この子は日本人だ』と口を滑らしたことがある。それで養母と大ゲンカになった。その場面を、私は今もはっきり覚えている。養母姉弟はそれまで一度もケンカをしたことがなく、とても仲がよかったから。養母は『他のことはともかく、それだけは口にするな』と叫び、弟を家から追い出した。その後、養母の弟は二度とこの話をしてくれなくなった。私も、聞かなくなった。養母を悲しませないために、何も聞かず、ずっと我慢していた。養母が死んだ後、養母の弟は私に『お母さんはばかだね。女性は気が小さいから、お前がお母さんを捨てるんじゃないかと思ったんだ』と言った。私は『捨てるわけないよ。私も女だし、子供の母親だから、お母さんの気持ちはよくわかる。それに中日両国の国交が回復して日本の肉親と交流できるなんて、お母さんも思ってもみなかっただろう。お母さんの気持ちは理解できるよ。私はお母さんに不満はない。これは私の運命だ』と答えた」

「私は最初、養父母に聞く勇気がなかった。養父母はもう70歳以上だから、耐えられないんじゃないかと思い、聞くに聞けなかった。だって養父母は私に何も言わないし、まわりの誰かが私のことを日本人だと言うと怒ってケンカに行くんだからね。私は、肉親を捜したいという気持ちと、養父母に申し訳ないという気持ちの間で悩んだ。そしてついに思い切って養父母に肉親を捜したいと相談した。養母はやはり『今まで育ててきたのに』と反対した。でも養父は、『実母は世界に一人しかいないのだから』と賛成してくれた」

「公安局がうちに調査にきたことがあるが、養母は『うちの子は実子だ』と言い張った。その後も公安局は何度か調査にきたが、養父母は団結して固く口を閉ざし、何の情報も漏らさなかった。公安局は、養父母から聞き出すのを諦め、私に面会にきた。私は、『彼らは私を本当に大切に育ててくれ、実父母も同然だ。それが事実かどうかより、とにかく養父母の心を絶対に傷つけないことの方が大切だ。私自身、何も知らないし、養父母にたずねるわけにもいかない』と答えた。その後、私は真実を知りたいと思うようになったが、養父母に聞くわけにもいかない。それで昔のことを知る知人に聞きまわった。でも養父母に気兼ねして、誰も何も教えてくれなかった。仲介者の家にも行ったが、『知らない』の一点張りだ。しかも知人達は、すぐに養母に報告した。養母は私のことになると命懸けなので、知人達はみんな恐れていた。その後、養父が亡くなり、養母も寝たきりになった。私は養母の介護をしながら、『このまま養母が亡くなれば、私の身元は永遠にわからなくなる』と悩んだ。それで勇気を出して、養母に『今までお母さんを傷つけたくないと思い、聞けなかった。でも今、聞かなければ、私は一生悔やむことになる。私もつらいが、私がどんな息子なのか、お母さんは一番よく知っているはずだ。何か教えてくれないか』と頼んだ。それでも養母は、教えてくれなかった。２年後、私はまた養母に『お母さんが亡くなると、私のことを知っている人は誰もいなくなるよ』と話しかけた。すると養母は『私が本当のことを言っても、お前は後悔しない？』と重い口を開いた。私は『今まで苦しみも楽しみも両親とともに生きてきた。後悔なんか絶対にしない』と即答した。養母は『お前がもし日本に行ったら、日本人に殴り殺される心配はないの？』と聞いた。私は『息子がどんなに強いか、お母さんは知っているでしょう。私はどこに行っても、お母さんを連れて行くよ』と答えた。養母は『中国もいい所じゃないか』と言った。私は『日本に行くかどうか、それはまだ後の話だ。今、私は自分のことを知りたいだけだ。それに日本に行くかどうかは自分で考えて決めればいい。誰かに無理やり行かされることはない。昔、公安局がきて私が日本人だという話が出て、もう10年たった。もし私が日本に行きたいなら、とっくに行っているよ』と言った。それでようやく養母は、1945年12月6日に日本人の実母から私を引き取った時のいきさつを教えてくれた。養父が生きていれば、養母はまだ本当のことを言わなかっただろう」

「公安局がうちに調査に来た時、養父は『自分の実子だ』と怒って職員を追い出した。でもその後、何年もたってから、養父は『私はもう年だから、お前に言わないといけない』と言い始めた。私は『もう肉親は捜さない。お父さんとずっと一緒に暮らしていく。言わなくてもいい』と言った。それでも養父は自ら公安局に出向き、『この子は実は日本人だから、肉親を捜してやってほしい』と頼んでくれた。公安局の人は養父に『せっかく一生懸命育てたのに、なぜ日本に返すのか』と聞いた。すると養父は、『誰にも自分の実父母がいる。もし日本の国が、この子の面倒をみてくれたら、それが一番いい。私がこの子を一生、面倒みることはできない。この子は、私にくっついてずっと生きていくことはできない』と答えた。もし養父が元気なら、私は今も肉親を捜していないかも知れない。人の一生は本当に容易ではない」

なおこのような養父母の葛藤や証言の拒否は、年少の孤児の中で

も都市に在住する《Dタイプ》で特に顕著だった。これに比べれば、農村在住の《Cタイプ》では、養父母に孤児以外の実子がいるケースがやや多かったこと、および日本人としての認定が貧しい農村から抜け出す契機になるかもしれないといった思いもあり、養父母の反対・証言拒否は少なかった。

第３節　自主調査の方法と問題

さて、年少の残留孤児の３分の２は、このような葛藤と苦労を重ねつつ、養父母・関係者からわずかな情報を集め、自主的に肉親捜しに着手した。肉親捜しの方法は、まず年長の残留孤児のそれと同様、a) 残留婦人や年長の残留孤児への依頼、b) 日本大使館・厚生省等への手紙、そして c) ボランティアへの依頼であった。

ただし、年少の残留孤児は日中国交回復以降に肉親を捜し始めたため、年長の孤児に比べれば、残留婦人等への依頼が相対的に少なく、逆に日本大使館や厚生省への手紙、および日本のボランティアへの依頼というルートが、若干大きな位置を占めていた。

また、それぞれのルートの内実に踏み込んでみても、年長の残留孤児とは明らかな違いがある。

すなわちまず第１に、年少の残留孤児は、残留婦人等に肉親捜しを依頼するにも、「同郷出身」や「同じ開拓団出身」の残留婦人を選んで依頼することはできなかった。また残留婦人の側からの情報提供も、関係諸機関の連絡先等、一般的な内容にとどまりがちであった。

＊「同僚の娘が残留孤児で肉親が見つかったので、肉親捜しの方法をアドバイスしてくれた。それで私は彼女に言われた通り、北京の日本大使館、日中友好協会、北京公安局の３カ所に手紙を出し、中国紅十字会にも問い合わせた」

「近くの村に残留孤児がいることを知り、会いに行った。そして日本のボランティア団体の住所を教えてもらい、そこに手紙を出した」

「残留婦人が日本に帰る時、私は手紙を託した。手紙の宛て名はなく、ただ自分の身の上を書いただけだ。残留婦人はそれを日本の赤十字や新聞社に届けてくれた」

第２に、日本大使館や厚生省等に手紙を出しても、なかなか返事がこなかった点は年長の残留孤児と同じである。ただし年少の残留孤児の場合、行政機関から回答があっても、それ以上、詳しい情報を提供することができなかった。

＊「私は文字が書けないが、それでも人に頼んで、北京の日本大使館に手紙を出した。しかし大使館から返事はなかった。中国の紅十字会にも依頼したが、担当者から『実父母の名前は？、いつ捨てられたのか』と聞かれた。私は『何も覚えていない』と答えた。すると担当者は『それなら、私達も捜しようがない』と言った。私は断念するしかなかった」

「日本大使館に手紙を出した。すると日本の厚生省に連絡せよとのことだったので、厚生省にも手紙を出した。その後、日本大使館から返事がきて、状況を詳しく聞かれたが、私は何も答えられなかった。書類の中には、実父母とどのように別れたかという欄があったが、私は当時生後数カ月で、わかるわけがない。もちろん自分の名前もわからず、手がかりもなく、難航した」

第３に、ボランティアについても、年少の残留孤児の場合、ボランティア側からではなく、孤児の側から手紙を出したケースが多い。またボランティアによる捜索も容易に進まず、ボランティア側から提供される情報も、「厚生省に手紙を出せばよい」といった一般的な内容にとどまることが多かった。また、一部のボランティアは直接、訪中して情報を収集しようとしたが、その際、養父母等の葛藤や心情に十分な配慮を欠くことも多かった。そこで中国政府は、孤児の肉親捜しは日中両国政府間で解決すべき問題であるとし、ボランティア団体の中国国内での活動を厳しく制約した[18]。

＊「ある日中友好団体に手紙を出すと、まもなく返事がきた。そこには、日本の厚生省援護課に手紙を出せばいいと書いてあった」

「私が肉親捜しを依頼した残留婦人が、日本のボランティア団体に頼んでくれた。その団体が訪中するというので、会いに行こうと思った。しかし中国の公安局から、民間団体による肉親捜しの活動は認めないと通告され、この団体の訪中は中止になった」

「中国政府から、日本の民間訪中団と面会させるという知らせがあり、私も応募した。しかし面会は突然、中止された。私達は納得できず、訪中団の宿泊先を聞き出し、押しかけた。外事事務所の職員が鋭い目つきで、宿泊所のまわりで見張っていた。私達を見かけると、『帰宅しろ！』と叫んで追い払った。私達はやむなく帰宅した。それ以来、日本からの訪問団が来たことはない」

以上のように、年少の残留孤児の肉親捜しが、個人・民間レベルの自主調査だけでは不可能であることは、すでに 1970 年代半ばに明らかとなっていた。日本国内でも 1976 年、「日中友好手をつなぐ会」が、孤児を日本に帰国させて身元調査（「訪日調査」）を実施すべきだと日本政府に申し入れた。しかし日本政府は、大規模な公的調査に容易に取り組まず、1970 年代を通して年少の残留孤児の肉親はほとんど判明しなかった。

第４節　中国公安局の調査と政治的リスク

一方、中国政府は 1972 年の国交回復以降、直ちに公安局を通して、残留孤児や養父母の個別調査を実施した。また残留日本人が多く居住する地域では会議を招集し、残留孤児・残留婦人の実態把握を試みた。

＊「私が肉親捜しを始めたきっかけは、1973 年に華甸市で民族会議という会議に招集されたことだ。なぜ私が呼ばれるのかわからなかったが、行ってみると、たくさんの残留婦人・残留孤児がいた。その場で、日本の肉親を捜し、帰国したいなら援助すると言われた」

「吉林市の公安局は 1970 年代、残留日本人の会議を開催し、私も招集された。その場で公安局長は、私達に『親愛なる日本人の友人諸君』と挨拶し、『肉親を捜したいなら援助する』と発言した」

しかしこうした公安局の調査には、政治的なリスクも付きまとっ

ていた。文化大革命は1976年まで継続しており、その後も残留孤児への迫害の記憶は色濃く残っていた。文化大革命時代、最も深刻な迫害――引きまわし、暴行、強制労働、下放――の標的とされたのは、主に年少の残留孤児であった[19]。そこで年少の孤児の中には、引き続き政治的迫害を警戒し、公安局に肉親捜しを申請できない者もいた。また自主調査をする上でも、政治的迫害への懸念は大きな支障となった。特に政治情勢の変化が伝わりにくい黒竜江省等の農村に住む残留孤児（《Cタイプ》）では、政治的危惧は深刻であった。

＊「恐ろしくて、なかなか肉親捜しを始められなかった。皆に『他の人も大丈夫だから、あんたも捜した方がいいよ』と言われて勇気が出て、ようやく捜そうと思い始めた。ある日、近所に住む残留孤児がきて、『私は肉親を捜すよ。君はどうする？』と言った。私は『子供達はどうなる？。もう一度、文化大革命のような政治運動が起きたらどうする？』とたずねた。彼は『心配しなくていい』と言った。それでも私はまだ勇気がなかった。その後、近所の残留孤児の様子をみていて大丈夫だと思い、ようやく私も日本政府に手紙を出した。ハルビンの公安局にも電話をかけた。すると職員がきた。そのとき私はまだ恐れていて、『肉親を捜すべきかどうか、アドバイスをお願いします』と言った。職員は『捜すべきだ』といってくれた」

「当時は、個人で郵便局を通して海外に手紙を出すのは危険だった。海外に出す手紙は公安局の検閲を受けなければならなかった。公安局を通したら、もっとだめだ。スパイと疑われる。残留婦人にこっそり手紙を託すため、いろいろ交流していると、近所で噂が飛びかい始めた。近所の人が興味をもって偵察し、町内会（居民委員会）に報告したらしく、派出所が調査がきた。子供なら疑われないので、うちの小さな娘があちこちで残留婦人を捜して手紙を託す『通信員』の役目をした。日本大使館に手紙を出した時も、不思議なことに、この方法は秘密にしなければならなかった。この方法をこっそり教えてくれた残留孤児も、『私が教えたということは誰にも言わないでね。もしばれたら、私が責められるよ』と何度も念をおした」

「工場の後輩が共産党員で、保衛課の幹事になった。彼は、私に『先輩、日本の肉親を捜さないのですか』とたずねた。私は『どうして君は私が日本人だと知っているの』と聞くと、『保衛課では皆、知っている。登録されていますよ」と教えてくれた。私は生まれも育ちも中国で、肉親のことは何もわからない。しかもまだ文化大革命は完全に終わっていなかった。打倒とか、そういう雰囲気はなかったが、それでもやはりびくびくしていた。それで後輩に『とりあえず様子を見よう』と言った」

第５節　訪日調査の実施に伴う新局面

日本政府が、日本の肉親・ボランティア・マスメディア等の声に後押しされる形で、残留孤児の訪日調査の実施に踏み切ったのは、1981年になってからであった。日中国交回復後、９年を経た後である。しかも訪日調査は1999年まで19年間かけ、計30次に分けて五月雨式に実施された[20]。年少の残留孤児は、こうした訪日調査があまりに遅すぎたと日本政府を批判している。

＊「1972年に国交が回復してすぐ日本大使館から連絡が来ていれば、私も納得できる。でも日本政府から連絡があり、訪日調査に参加できたのは、1984年になってからだ。そこに納得がいかない。私は残留孤児の中ではまだ早い方だが、それでも日中国交正常化から12年間もたっている。国交正常化後、すぐに日本政府が残留孤児捜しに着手しなかったことは、棄民罪にあたる」

「私の訪日調査は1991年だ。1972年に日中国交が回復したのに、なぜ1991年になったのか？。遅すぎるではないか？。これでは肉親ももう亡くなっているだろう。日中国交回復後、日本政府は自ら中国にわたって私達を捜す努力をしたのか。私達が中国で生きているかどうか、なぜ捜しに来なかったのか。日本政府は大きな間違いを犯した。中国の養父母に比べると、本当に天と地の差だ。本来、日本政府は早々に調査に来なければならなかったはずだ」

とはいえ、この公的な訪日調査の実施に伴い、年少の残留孤児の肉親捜しをめぐる状況は一変した。

すなわちまず、これまで政治的迫害を恐れ、肉親捜しに踏み出せなかった残留孤児、および密かに自主調査だけを行っていた残留孤児が、いっせいに公安局に残留孤児としての認定、および訪日調査への参加を申請した（表４参照）。特に政治的変化を敏感に受けとめやすい都市在住の残留孤児（《Dタイプ》）では、公安局に自ら申請するケースが多かった。

また、それでもなお肉親捜しに踏み出せない／踏み出さない残留孤児に対しては、1980年代後半以降、公安局の側から改めて大規模な個別訪問が実施され、訪日調査への参加が勧められた。これは農村在住の残留孤児（《Cタイプ》）に特に多く見られた。また都市在住者の中でも、それまで自分が日本人孤児であると知らなかったケースにまで、公安局を通して訪日調査の情報が届いた。

＊「知人が『公安局があんたを捜しているよ』と言ったので、びっくりして『なぜ』と思った。私は何かの犯人扱いされていると思い、怖かった。工場の事務所に入ると、保衛課の課長と工場の政治指導員、党支部書記長が座っていた。そして公安局の職員から『肉親捜しに日本に行けるようになったので、各地で残留孤児を調べている』と教えられた。私は『どうすればいいのか』とたずねた。すると公安局の職員は、『我々が直接、君の肉親を捜すことはできないが、捜す方法は教えられる』と言い、

表４　公安局との関係

タイプ		年長		年少		計
		A	B	C	D	
本人の申請が先		－	1	1	7	9
ほぼ同時		－	－	2	1	3
公安局の連絡が先		－	3	7	4	14
申請・連絡なし		10	6	1	1	18
申請・連絡年次	～1980年	－	－	－	5	5
	～1985年	－	4	1	6	11
	1986年～	－	－	9	1	10
	なし	10	6	1	1	18
計		10	10	11	13	44

資料：実態調査より作成

北京の日本大使館の住所・電話、および手紙の書式を教えてくれた。私は、その通りに日本大使館に手紙を出し、訪日調査の参加申請用紙を送ってもらった」

「公安局から勤め先に電話があった。肉親捜しの訪日調査に行かせるから出頭せよとのことだった。私にとっては寝耳に水だった。私は驚き、養父母が昔、住んでいた阿城の農村に確認にいった。そこに住む70歳以上の老人にたずねると、『確かに養父母の家は日本人の子をもらった。あなたが日本人なのは間違いない。でも、どこで拾われたのかは私にもわからない』と教えてくれた。当時、うちの近所の派出所長も『訪日調査に行きなさい』と言った。私がわざと『なぜ私を中国から追い出すの？』と聞くと、所長は『君は日本人じゃないか。公安局は把握しているよ』と言った。所長とは個人的に親しかったから、こんな言い方もできたのだ」

「公安局から、残留孤児の訪日調査があるが、あなたは肉親を捜したくないかという手紙がきた。私は捜したくないわけがないが、一人でどうすればいいかわからず、諦めていただけだと返事した。すると公安局の人は、『では待ってください。その日が来るだろう』と言ってくれた。その後、公安局が手配してくれたらしく、日本政府から書類が送られてきた。私は文字が書けないので義兄に記入してもらい、最後のサインだけ自分で書いた」

「自分から申請したわけではないのに、公安局から今度、公的な訪日調査をすることになったという連絡がきた。私は少し驚いた。何も悪いことはしていないのに、なぜ公安局が私を捜すのかと。私は養父から聞いた話を、わかる範囲で話した。職員は『肉親捜しで訪日する準備をしてください』と言った。私は、『また日本のスパイか何かにされたら困る。行かない』と断ったが、工場の幹部達も行くように説得してくれたので、行くことにした」

さらにごく一部だが、訪日調査に向けた事前調査の段階で、早くも肉親の判明にこぎつけた年少の残留孤児もみられた。ただしそれは、養父母等から比較的具体的な情報が得られた《Dタイプ》の一部に限られている。

＊「訪日調査の前に突然、日本大使館から私の勤務先に、『日本政府が調査をするので、5月17日から6月8日の間に、ハルビン、長春、瀋陽のいずれかにきてください』という手紙がきた。私は、一番近い瀋陽に行って調査を受け、養父母から聞いた話をしたり、ビデオ撮影を受けたりした。そしてその時に撮影したビデオが日本で放映された。実母の友人がそれを偶然、見ていて、厚生省に手紙を出した。当時、この友人は実母と交流がなかった。それで厚生省から直接、実母に連絡がいった。そして実母から私に手紙と写真が送られてきた。また実母とその再婚した夫の2人が大連にきて、実母と40年ぶりの再会を果たした」

「私が養父から聞いて厚生省に送った情報や、幼い頃の写真が、日本の新聞に載った。実母も兄姉も関心をもってテレビや新聞に注目していたらしい。私の顔写真と別離の時の状況、実父が大工で養父と一緒に働いていたこと、実母は白衣をきて看護婦のような仕事をしていたこと、ジャムスの家の様子、それらの情報をみて、兄が厚生省に電話をかけた。だから訪日調査の前にだいたいわかっていた。最終的には訪日調査で面会して、血液検査を経て、38年ぶりに判明ということになった」

第6節　訪日調査の参加資格にみる矛盾

以上のように、公的な訪日調査の実施は、年少の残留孤児の肉親捜しに新たな局面を開いた。

しかしそれでもなお大多数の年少の残留孤児は、いくつかの大きな壁を乗り越えなければ、実際に訪日調査に参加することができなかった。

関・張（2008）は、日中両国政府が1984年、次のような原則で合意に達したと述べている。すなわち「①（残留孤児が）中国にいる場合、本人が公安局に自分が残留日本人孤児だという認定手続きを申請し、併せて信頼性のある認定資料、あるいは手がかりになる証拠品を提出する。②本人が中国にある日本大使館、領事館あるいは日本にいる親戚や知人に、手紙で連絡する。そしてその親戚や知人に、孤児としての身元の認定手続きを日本の厚生省および各地の援護機関に申請してもらう。同時に、身元を証明する日本の戸籍謄本あるいはその他の証明資料を証明提出する。③最終的には、中日両政府の確認が得られて初めて、残留孤児としての認定は有効となる」[21]。そして同書によれば、こうした原則に基づいて中国の公安局が「多くの人材を投入し、多くの時間を費やして」、残留日本人孤児達の確認調査を行った。

ところで、年少者をはじめとする身元未判明の残留孤児の場合、上記の②の方法による認定手続きは、もちろん不可能であった。したがって、①の方法、つまり「信頼性のある認定資料、あるいは手がかりになる証拠品」を自ら公安局に提出して認定手続きを申請し、さらに③のように日中両政府の確認を得なければならなかったのである。

しかしいうまでもなく、ほとんどの未判明の残留孤児は、明確な記憶・情報をもっていない。そもそも「信頼性のある認定資料、あるいは手がかりになる証拠品」をもっている孤児は、訪日調査を待つまでもなく、1970年代のうちに自主調査で肉親が判明していた。訪日調査を最も切実に求めていたのは、具体的な記憶・証拠がない残留孤児であった。それにもかかわらず、訪日調査に参加するために、自ら残留孤児であることを日中両国政府に対して証明しなければならない。ここには大きな矛盾があった。ある年少の孤児は、「敗戦時0歳だった私に、日本人孤児であることを立証せよ、証拠を出せ、というのはあまりに理不尽だ。本来、私達残留孤児を作り出した日本政府が、もっと早く私達を捜索し、日本人孤児であると認定して私達に通知すべきだった」と語る。

そしてこうした矛盾をさらに増幅させたのは、逆説的だが、訪日調査の目的があくまで「肉親捜し・身元判明」にあったことである。訪日調査の目的が「肉親捜し・身元判明」にある以上、そこに参加するには、単に日本人であるというだけでなく、肉親・身元につながる何らかの具体的な手がかりが必要となる。そしてこれこそが、未判明の――そして訪日調査に一縷の望みを託している――残留孤児にとって、最も入手が困難で、どんなに望んでも得がたい情報にほかならない。厚生省援護局（1987）は、訪日調査の方法として次

のように述べている。「(訪日調査は) 孤児から寄せられる肉親捜しの依頼とそこに記載されている離別の状況、父母の名前などの手がかり資料に基づいて開始します」[22]。そのような手がかり資料がある孤児は、そもそも最初から訪日調査の必要が少ない。そうした手がかり資料がないからこそ、訪日調査に一縷の望みを託さざるを得なかった大多数の年少の孤児は、ここでもまた大きな壁に直面させられたのである。

しかも厚生省援護局 (1987) は「訪日調査の対象者が第1回 (1981年) から第5回 (1984年) までは、日本名、肉親の氏名、開拓団名など具体的な手がかり資料を保有している孤児や、文通などにより肉親関係につながる有力な資料を得ている孤児を優先的に招いていた…。しかしその後は肉親など関係者も高齢化してきたことから、肉親捜しを早急に進める必要があり、手がかり資料の多少にかかわらず対象に加えるようになった」[23]、「第8回目 (1985年) 以降の訪日孤児が具体的な手がかりに乏し」[24] かったと述べている。訪日調査の目的が肉親捜し・身元判明であったからこそ、それにかかわる手がかり・証拠が少ない年少の孤児達の訪日調査は、1985年以降まで遅延させられたのである。

実際、記憶・情報の乏しい年少の残留孤児達が、自ら残留孤児であることを「証明」し、日中両国政府の認定にこぎつけることは、まさに容易ではなかった。まず数少ない証人を捜しだし、資料・証言を集めるのに膨大な時間がかかった。それをもとに公安局に認定を申請しても、資料･証言が乏しいゆえに日中両国政府の認定には、さらに長い時間がかかった。また、もともと明確な記憶・証拠がない中での認定は結局、養父母や関係者の証言の説得力や信憑性、矛盾の少なさといった非常に曖昧な基準に依存せざるをえなかった。ほとんどの証人は高齢で、数十年も過去のことに関する記憶は曖昧である。記憶まちがい､および証言間の矛盾の発生は避けられない。もちろん当時の証人がすべて死去し、具体的な証言を得られない孤児もいた。こうした長期にわたる資料・証言の収集や認定審査は、年少の孤児達にとって、まさに時間の浪費以外の何ものでもなかった。

＊「公安局に肉親捜しの書類を提出した。公安局の担当者はすぐ档案を捜してくれ、笑って『あなたが日本人であることも、あなたの実父母の名前も記載されていない。たとえ昔は記載されていたとしても、文化大革命の時に消されたのだろう。この档案も、公安局が後で調査・整理して新しく作ったものだ。昔のままを保存したものではない』と言った。それからずっと審査が続き、ようやく8年後、日本人孤児である旨の証明書が出た。公安局に初めて申請してから、実際に訪日調査に参加できるまで9年間を無駄にした」

「公安局に申請すると、職員が調査に来て下から上まで、何回も詳細な調査を重ねた。当時、私自身は自分の身元について何の記憶も情報もなかった。あるのは関係者の証言だけだ。それは一応、提出したが､それでも公安局は､養父の家の近隣の人々に、まるで探偵のように私をどういうふうに引き取ったかと調べていた。しかしいくら調べても、新しい事実は出てこない。そして長い間、どこからも何の連絡もこなかった。私はただひたすら待つしかなかった」

「公安局は私に、『自分が日本人だと、どうしてわかったのか』と厳しく尋問した。私が養父やかつての近隣の人から聞いた話をすると、公安局は『我々はその証拠をもっていないから、認められない』と言った。私は何度も公安局に通ったが、そのうちに腹がたち、『それなら、私が日本人ではないと書いてくれ。私は今まで日本人として散々差別されてきた。私が日本人ではないという証明書をくれれば､二度と公安局には来ない』と言ってやった。また、『もし私が日本人でないなら、なぜ以前、公安局が吉林市で開催した残留日本人の座談会に私を招集したのか』と問い詰めた。『その座談会で公安局長が最初に言った言葉を、私ははっきり覚えている。「親愛なる日本人の友人諸君」と挨拶したではないか。私が日本人でないというなら、公安局長はなぜ、そんなことを言ったのか』と付け加えた。そんなやりとりを繰り返す中で、しだいに公安局も私の言うことが本当だと認めていったようだ」

中国行政組織の官僚主義や腐敗もまた、残留孤児の認定や訪日調査への参加を遅らせる一因となった。

＊「公安局の職員は､『とにかく上司に報告して調査してみる』『少し検討する時間をください』と言うばかりだった。私は中国の役人が『調べる』と言っても、返事がいつになるかわからないとわかっていたので､『2週間後にまた来る』と強調して帰った。2週間後、公安局に行くと、案の定､『市の公安局から省の公安庁に報告したが、公安庁も証明書を出せず、国家の公安部に問い合わせた。公安部も証明書を出せず、裁判所が管轄する公証処に行くように指示された』と説明された。私はやむなく公証処に行った｡すると公証処は､『証拠書類をそろえて出せ』と言った。私は『証拠書類はすべて公安局に提出した』と言ったが､『管轄が違うから、もう一度最初から手続きをやり直さなければならない』と言われた。それで私はまた何カ月もかけていろんな書類を用意して提出した。するとようやく公証処は残留日本人孤児だと認める証明書を出してくれた」

「私は肉親捜しの訪日調査を申請したが、しかし省の公安庁で1年間ほど、私の書類は放置された。やはり賄賂を渡さなかったからだ。賄賂を渡せば、もっと早く進んだだろう。それで私は、妻の勤務先である銀行の頭取が、省の公安庁の副庁長と知り合いだというので紹介してもらい、土産を持って会いに行った。するとようやく話はスムーズに進みはじめた」

ただし、訪日調査への参加の遅延の原因は、中国行政組織の個別の対応の問題にとどまらない。むしろ根本的には、前述のように、①未判明の残留孤児は、もともと手がかり・証拠品が乏しいからこそ訪日調査を必要としていたにもかかわらず、訪日調査への参加資格として信頼性のある手がかり・証拠品の提出を義務づけられ、その収集に膨大な時間を費やさざるをえなかったこと、および、②それゆえに日中両国政府による認定にもますます多大な時間が費やされたこと、にある。いわば、訪日調査の基本的な制度設計そのものに大きな矛盾、現実との乖離があったといわざるをえない。そして日中いずれの政府側の認定に、より多くの時間が費されたかということは、個々の残留孤児には知る術はない[25]。

なお我々の中国での調査によれば、中国には今もなお残留孤児

としての認定を切望しつつ、日本政府によって認定されない孤児が少なくない。つまり多数の証言があり、中国公安局が認定しているにもかかわらず、日本政府が認定していないケースである。中国側の行政担当者は、「残留孤児に間違いない。なぜ日本政府はこの人物を認定しないのか」との疑問を隠さない。逆に日本政府だけが認定し、中国公安局が認定しないケースの存在は全く確認できなかった。このような日本政府の厳格な対応は、偽装の残留孤児の渡日を防止しようとする入国管理の観点に基づくと思われる。しかしそれによって認定を却下される真の残留孤児にとって、これは重大な人権侵害といわざるをえない。

また、訪日調査に先立つ綿密で丹念な事前調査は、訪日調査での判明率を上げるためにも不可欠とされた。しかし肉親捜しで重要なことは、未判明の残留孤児全体の中での判明率を少しでも上げることだ。訪日調査の参加者をあらかじめ少数に絞り込み、その枠内だけで判明率の上昇を目指すのは、本末転倒といわざるを得ない。

いずれにせよ、以上のように膨大な時間と労力を要する、しかも現実と乖離した認定作業を前提としたため、訪日調査は短期集中的かつ大規模に実施されなかった。「一度に多人数の者を訪日させても、成果をあげることは困難であり、また、中国側との名簿の確認等調査の準備のための期間を考えれば、…一回の訪日調査対象孤児は60人程度、訪日調査の回数も年3回が限度」[26]とされたのである。実際、訪日調査は1981年から1999年まで計30回にわたり、五月雨的に実施された。1回あたりの訪日人数は20名から135名、例外的に多い時でも200名にとどまった。本稿の対象者のうち訪日調査に参加したケースが、実際に来日しえたのは、平均1985.6年、年少の残留孤児に限っていえば1986.2年になってからであった。日中国交回復後、13～14年を経た後である。残留孤児や支援ボランティア、および中国の行政担当者からは、もっと短期集中的に大規模な訪日調査を実施すべきとの批判が出された[27]。

第7節　訪日調査と問題点

さて、以上のような諸困難を乗り越え、年少の残留孤児は日中両国政府の認定を得て、ようやく訪日調査に参加した。

訪日調査に参加した残留孤児の思いは様々だった。肉親との再会に大きな期待を寄せていた孤児がいる一方、「何の手がかりもないので、見つかるわけがない」と冷静に予想していた孤児もいる。

＊「日本に行けば、もし実母が生きているなら、必ず会いにきてくれると信じていた。実母も、我が子を好きで中国に置き去りにしたのではない。やむなく中国に置いたのだから、生きてさえいれば、私に会いに来たいはずだ。必ず見つかると信じて来た」

「何の手かがりもなく、行ってもどうせ見つけるわけがないと思っていた。でも公安局の課長は、他の人は日本に行きたくても行けないのだから、行くべきだと勧めた。私は、見つかれば幸運だし、見つからなくても日本を見てこられるだけでいいと思い、参加した」

また農村に居住し、教育もほとんど受けることができなかった残留孤児（《Cタイプ》）の中には、故郷を離れ、訪日調査に参加すること自体に大きな不安を感じていたケースもあった。

＊「私は、交通がとても不便な農村にずっと住んでいて、それまでハルビンにも行ったことがなかった。一番遠くに行ったのは、鶏西だ。私は訪日調査に行くことが、どうにも怖くて仕方がなかった。ハルビン駅まで公安局の職員が迎えに来てくれるというので、私はハルビン駅まで一人で列車に乗って行った。ハルビン駅で職員と会えなければ、そのまますぐ家に帰ろうと思っていた。ハルビン駅で職員が『公安局の者です。訪日調査に参加する方ですね』と声をかけてくれた。私は、『本当に公安局の職員ですか。偽物ではないですか』とたずねた。相手は『偽物じゃないよ』と言った。ハルビン駅には私と同じように訪日調査に参加する人が何人かいたので、偽物ではないだろうと思った。その後、列車に乗って北京に行った。ハルビン公安局の職員も付き添ってくれた。北京駅では、北京公安局の職員が出迎えてくれた。北京で数人毎の班に組まれたので、ようやく少し安心した。同じ郷の出身者がいるか、いろいろたずねてみたが、いなかった。でも、近くの郷の出身の男性が一人いた。私は彼に、『私はY郷の出身です。訪日期間中、私が迷子にならないよう、たえず気にかけておいてね。目を離さないでね』と頼んだ。彼は承知してくれた。とにかく私は出身郷から一人ぼっちだったので、すごく不安だった」

訪日調査への参加は1人1回のみとされ、期間も2週間程度にとどまった[28]。通訳や血液検査にも、様々な問題があった。こうした点に不満を抱く参加者も少なくない。

＊「訪日調査の期間が短すぎる。その後もまったく調査はない。来日して2週間だけで肉親が見つかるはずがない。その後、情報を提供されたり、肉親捜しの要望を聞かれたこともない。あまりにお粗末だ。本来、日本への永住帰国後も、新しい手がかりを捜し、私達に聞き取りをして、継続的に捜す必要があるだろう。訪日調査が終われば、それで肉親捜しも終わりという感じだ」

「日本政府の肉親捜しは、お座なりだった。肉親と離れて何十年もたっているのに、たった12日間の訪日調査だけで、見つかるわけがないではないか。その後も続けて捜さなければならないのに、肉親捜しの情報を聞きにきた政府関係者は一人もいない。訪日調査の際も問題があった。私は、ある老夫婦と血液鑑定をした。でも鑑定結果は、私には知らされなかった。私は通訳に結果はどうだったかと聞いた。しかし通訳は知らないと答えた。採血した以上、たとえ違っていても結果を教えるのが当然だ」

「訪日調査期間中、いろんな人と話したが、私にはほとんど意味がわからなかった。数人の残留孤児に一人の通訳しかいなかった。通訳は、いろんな人の所を順番に回り、とても忙しそうだった。訳された内容が私にわからないこともあれば、私の言っていることが向こうに伝わっていないこともあった。通訳がいない時、面会に来た人とは、ただお辞儀をしたり、笑ってみせたりするしかなかった。厚生省は、通訳の人数をもっと確保すべきだった。でもその時は、せっかくチャンスをくれたのだから感謝しなければと思い、文句は言わなかった。日本での肉親捜しはこの1回だけで、それ以降、調査されたことはない。

これもおかしいと思う」

第８節　判明と未判明

そして本稿の対象者で訪日調査に参加したケースの中で、肉親の判明率は31％と極めて低水準にとどまった[29]。特に年少の残留孤児の判明率は18％にすぎない[30]。しかもこの中には、訪日前の事前審査で実質的に判明しており、訪日調査は最終確認の場にすぎなかったケースも含まれる。純粋に訪日調査によって初めて肉親が判明した年少の孤児は、１ケースのみであった。このような年少の残留孤児の訪日調査における判明率の低さは、単にもともとの記憶・情報の少なさだけでなく、訪日調査の大幅な遅延に起因することは、否定しえない。訪日調査の遅延が、関係者・証人の減少を招き、判明率を押し下げたのである。そのことは、厚生省援護局(1987)すら、判明率低下の要因として「肉親側も次第に年をとって、名乗り出る関係者が減ったこと」[31]があると認めざるをえないことからもうかがえる。未判明に終わったある年少の孤児は、「訪日中、12日間ずっと待つだけのつらい日々だった。戦後、長い年月がすぎ、おそらく家族全員、死んだのだろう。戦争で中国に置き去りにされ、肉親と引き離され、今となっては捜し出すこともできず、自分が何者かということすらわからない。言葉にできない苦しみだ」と語る。

訪日調査で初めて肉親が判明した唯一の年少の残留孤児は、実父母が知人を仲介者として養父母に託した《Ｄタイプ》である。またこのケースは、①養父母が日本人仲介者の名字を、実父母の名字と誤解しつつも、正確に記憶していたこと、②実父が「満州」時代に務めていた会社のOB親睦会が1980年代まで全国規模で実質的に活動を続け、しかもその会長が残留孤児の肉親捜しに強い関心をもっていたこと、③仲介者が生存し、しかも名乗り出たこと、④実父はすでに死去していたが、実母が生存していたこと等、年少者の中では特殊ともいえるほど多くの偶然の条件が重なったケースである。しかも何よりこのケースは、⑤日本のボランティアの斡旋により、第１回（1981年）の訪日調査団への参加を認められており、その点でもまさに例外的なケースであったといえる。訪日調査への参加が数年遅れ、親睦会の会長や仲介者、そして実母の高齢化がさらに進んでいれば、身元判明に至らなかった可能性も否定しえない。

＊「日本の『日中日友好手を つなぐ会』の役員が手紙で、『肉親を捜したいなら、訪日調査に参加するのが一番いい』と教えてくれ、手続きしてくれた。その人のおかげで私は、第１回目の肉親捜しの訪日調査団体に入れてもらった。訪日調査の11日目、60歳～70歳の男性が私に面会に来た。男性は、『私はあなたの肉親ではない。しかし新聞であなたの記事を読み、もしかするとあなたの実父は満州時代、私の会社の同僚だったのではないかと思う。私はその会社のOBの親睦会の会長だ。必ず捜してあげる』と言ってくれた。２日後、その男性が再び来た。私がある部屋に入ると、そこに高齢と中年の女性がいた。厚生省の人が、『この方が、あなたのお母さんとお姉さんです』とはっきり言った。私は諦めようと思っていたが、見つかって本当にびっくりした。私の手がかりは、Ａという名字だけだった。養父に、『私の日本の名字は何？』ときくと、養父がＡだと教えてくれた。それで私は面会にきた男性にも、そのことを話した。男性は親睦会の全国組織でＡという名字の人を捜すと、３人いた。でも３人とも、子供を中国に残していなかった。ただそのうちの１人が、『私が仲介して、Ｎ氏の子供を中国人に託したことがある』と証言した。それでＮ家に連絡すると、実父はすでに亡くなっていたが、実母がまだ生きていて、判明した」

第９節　名乗り出ない肉親

訪日調査を通して、心を一層傷つけられた年少の残留孤児もいた。遺産相続問題により、肉親が認知しなかったのではないかと思われるケースが散見されたからである。また実母と思われる高齢の女性が、再婚後の家族に気がねをして、認知に踏み切れないのではないかと思われるケースもあった。年少の孤児達は、こうした肉親の事情・葛藤に理解を示しつつ、しかし同時に強い反発も覚えていた。

＊「訪日調査の際、通訳の残留婦人が『実はここ数日、あなたの実母がずっとこっそり会いに来て泣いていた。実母は経済力がないらしい。同居している嫁が、あなたを認知するなら実母に家から出て行ってもらうと言っている。だから認知できないそうだ』と言った。私は何も言えなくなり、涙に泣き濡れた。私は実母を責めない。少なくとも会いに来たのだから。ただ私は実母の顔すらわからず、とても悲しかった。実母と一緒に写真を撮り、思い出にして、子供にも見せたかった。こんな話、教えてくれなくてもよかったのにと思った。訪日調査の最終日の前日、その実母らしい人が面会したいと言ってきた。でも翌日、彼女は用事で来られなくなったと言った。それっきり会えなかった。私は実母を恨んでいない。理解している。ただ日本人には親族の愛、肉親の情が欠けていると思う。中国人の心の広さと比べものにならない。中国人の兄嫁なら、きっと早く迎えにいかなきゃと積極的に受け入れるだろう。日本人のきょうだいは、残留孤児が財産目当てではないかと疑い、認知しなかった。私達は中国に40年間も捨てられ、中国政府と養父母に育てられた。大きくなってからは、誰にも頼らず自立して生きてきた。その間、日本政府や日本の親族は何をしてくれたのか？。財産目当てと思われたことは、私達の精神・人格への侮辱だ。私達が財産目当てに肉親を捜したというのか。両親、きょうだい、血縁を知りたかっただけではないか。私達が肉親を捜す時、肉親がどれぐらい財産をもっているか、たずねたことがあるか。私は日本人に非常に反感を持った。私達の中国での生活は確かに日本に比べれば貧しい。でも、志は貧しくない。私はこれまでどんな困難でも乗り越えてきた。物乞いはしない」

「訪日調査で、実母らしい女性が会いに来てくれた。彼女は『丹東の日本神社に子供を置いた。子供の首にホクロがあり、こんな着物を着させていた』と話した。それはすべて私の証言と一致していた。彼女は大泣きした。でも結局、彼女は私を娘とは認めてくれなかった。彼女とはしばらくの間、手紙をやりとりしていた。私は彼女の気持ちがすごくわかった。彼女の生活を邪魔してはいけないと思った。彼女は再婚して、２人の息子がいた。一般に実父母が再婚したり、他に子供がいると、今の家族への遠慮や財産問題があって認知されにくい。実父母が両方健在なら、一番認知されやすい。父母の一方が健在でも、再婚していなければ、まだ認知されやすい。再婚すると、なかなか認めてくれなくなる。再婚後、子供がいるとなおさらだ。日本

では遺産相続の問題があるからね。私達は横から割り込むようなものだから、実父母の子供は財産を分与したくないに決まっている。心の中では肉親と認めたくても、表立って認めることができないわけだ。でも私達残留孤児は、財産相続のことなど考えたこともない。たとえ考えた人がいても、本当にごくわずかだと思う。私達は、ただ親が見つかり、故郷に帰れることだけを考えていた。どうも中国からきた人は貧しいから、みんな財産を狙っているという偏見が、日本人にはあるようだ。これは侮辱ではないか。ただでさえ苦しんでいる孤児の心に、また塩をすり込むようなものだ」

「ある老夫婦が面会にきた。その時、一緒に付き添ってきた娘は、なぜか私と面会しようとしなかった。訪日調査の期間中、結果は聞かされず、中国に戻ってから、この老夫婦から手紙がきた。手紙は、老夫婦の知人の中国人が届けてくれた。その中国人は『あの老夫婦は、あなたを実子として認知しようとしている』と言った。しかし半年ほどすると、またその中国人が来て『老夫婦は何らかの事情があり、やはりいい友達でいようと言っている。あなたはこの老夫婦の希望だ』と言った。それ以前は、『あなたのことをすごく懐かしく思っている。顔もそっくりだ』と言っていたのに、突然、態度が変わった。老夫婦には息子と娘がいる。推測だが、息子達が認知を望まなかったのではないか。親子やきょうだいが負担になるのをおそれて会いに来なかったり、認知しなかったケースが、ほかにもあった。私の場合も、おそらく同じだろう。日本人は本当に冷たく、情がない。私は日本人だが、長く中国にいたので、中国的な考え方になっている。本来、日本にいる肉親こそ、残留孤児の捜索を先に始めるべきだったのに」

肉親が認知を拒む背景に、日本政府の責任を指摘する孤児もいる。肉親が判明すると、その後の残留孤児の受け入れや自立支援の責任は、すべて肉親の責任とされる。つまり日本政府が残留孤児の帰国・受け入れをすべて家族の私事とみなし、政府自身の責任と捉えなかったことが、肉親の認知を阻んだとする批判である。

＊「肉親がみつかっても、認知を拒む例があった。それは肉親がみつかると、政府から残留孤児支援がなされず、すべて肉親の負担にされたからだ。政府が、肉親に負担をかけないという政策をとっていれば、肉親が判明した孤児はもっと多かったと思う。これは日本政府の責任だ。認知寸前までいったのに、突然、肉親が認知を拒んだ例もあった。もし認知したら、残留孤児が日本に帰国して仕事がみつからなければ、自分達が生活の面倒をみなければならないと考え、認知しなかったのだ。日本政府が、孤児が帰国すれば政府が責任をとる、肉親に負担はかけない、肉親はただ認め合いさえすればいいという方針を打ち出していれば、こんなことは起きなかったはずだ。政府が孤児を中国に棄てたのだから、政府が責任をとるべきだ。だから実際、負担を押し付けられ、認知できなかった肉親も被害者だ」

「肉親でありながら知らんぷりをさせたのは、罪深い日本政府だ。当時の日本政府の政策によれば、もし残留孤児の肉親が見つかれば、政府は一切面倒を見なくなってしまう。住宅や仕事も、政府は全く関知せず、すべて肉親に任せることになっていた。これが、残留孤児の肉親にとって、無形の圧力になっていた。40～50年ぶりに外国から帰ってきた子供を、肉親が見つかっても見つからなくても、政府は平等に扱うべきだった。そうすれば、私達の肉親捜しはもっと順調に進み、肉親の側も気軽に私達を受け入れたはずだ。日本政府は、肉親と孤児の間に障壁を設けた。だから、結ばれるはずの肉親も結ばれなくなってしまった」

なお最後に、年少の残留孤児と肉親の認知は、実際には一重に肉親側の判断にかかっていたことも見逃せない事実である。年少の孤児は、別離当時の状況をほとんど記憶していない。そこで実質的な認知は、鮮明な記憶をもつ肉親の側にほとんど一方的に委ねられた。肉親が現在の生活を守るため、残留孤児を認知しないことは、当然、ありうる。孤児の中には、「実の親子であることが明白な場合、日本政府は実父母を説得すべきだ」、「日本政府は孤児の意見を聞かず、親の事情ばかり勝手に配慮した」との声もある。

終章　血と国――中国残留日本人孤児の肉親捜し

以上、中国残留日本人孤児の肉親捜しに焦点を当て、その歴史・社会的意義を考察してきた。簡単に総括しよう。

まず第1に、残留孤児の肉親捜しにおいては、孤児の年齢という要素が大きな意義をもつ。すなわち年長の孤児は具体的な記憶・情報をもち、比較的容易に肉親の判明にこぎつけた。これに対し、年少の孤児は記憶・情報が乏しく、肉親捜しに非常に苦労した上、多くは未判明に終わった。この年齢という要素に比べれば、居住地（都市－農村）等は、それほど決定的な影響をもたない。浅野・佟（2008）、および佟・浅野（2009）で明らかにしたように、残留孤児の日本敗戦時の体験、および戦後の中国社会での基本的な生活実態は、残留孤児の年齢とともに居住地の違いによって、大きく異なっていた。しかし肉親捜しにおいては、年齢差が圧倒的に大きな規定要因となっている。しかもここでの年齢差とは、端的にいえば、日本敗戦時（実父母との離死別時）の具体的な記憶の有無である。年齢・世代毎の歴史・社会的な生活体験の質の違いというより、1945年前後の時期の記憶の有無という、ある種の身体的・発達段階的な違いが、残留孤児の肉親捜しの命運を分けたといえる。肉親捜しの支援も、こうした孤児の年齢差を十分に考慮する必要がある。またいうまでもなく残留孤児の認定に際しても、特に年少者は記憶・情報が乏しいのが当然という前提に立ち、柔軟な対応が求められる。

第2に、残留孤児の肉親捜しにおいて、日本政府は積極的役割を果たしてきたとは到底言い難い。1946～58年に実施された前期・後期の集団引揚げは、いずれも日本政府が直接主催した事業ではない。日本政府は戦後一度も、中国東北地方からの集団引揚げ事業を自力で実施していない。むしろ戦後の東西冷戦下、日本政府はアメリカ従属路線を貫き、後期集団引揚げを中断させる上で大きな役割を果たした。また日本政府は、1972年まで中国政府を承認せず、年長の残留孤児が実際に行っていた自主的な肉親捜しに大きな制約をもたらした。さらに日本政府は日中国交回復後も、残留孤児の肉親捜しに消極的であった。年長の残留孤児の肉親捜しは、主に残留婦人・マスメディア・ボランティア・肉親など、民間の自主的なネッ

トワークによってなされた。日本政府が行ったのは、年長の孤児と肉親の双方から政府機関に依頼と詳細な情報が寄せられた場合に限り、それらを照合し、一致点が多ければ、肉親に通知することにとどまった。残留孤児が大使館や厚生省に手紙を出しても、ナシのつぶてに終わることも多かった。一方、年少の孤児の場合、民間の自主的なネットワークだけでは肉親の判明が困難であることは、すでに1970年代半ばには明白になっていた。しかし日本政府が、孤児や肉親・支援ボランティアの要望に押され、肉親捜しの訪日調査を実施したのは、ようやく1981年になってからである。しかもその訪日調査も、五月雨式・小規模に長期間にわたってなされ、また情報が少ない年少の孤児の参加は後回しにされた。その結果、ただでさえ情報が少ない年少の孤児の関係者・証人はますます失われ、年少の残留孤児の多くは肉親を見つけられなかった。

第３に、日本政府による訪日調査が五月雨式に遅延した最大の理由は、訪日調査の基本的な制度設計そのものにあった。すなわち訪日調査を最も必要としていたのは、手がかり・証拠品が乏しい孤児達であった。もともと手がかり・証拠品がある孤児は、訪日調査を待つまでもなく、肉親が判明していた。しかしそれにもかかわらず、訪日調査に参加するには、未判明の孤児自身が「信頼性のある資料」や「手がかりになる証拠品」を公安局に提出し、日中両国政府の認定を得なければならなかった。また訪日調査が「肉親捜し・身元判明」を目的とする以上、事前審査でもそれに結びつく資料・証拠品が重視されたが、これは未判明の孤児にとって最も入手困難なものであった。資料・証拠が少ない中で、認定基準も個別具体的で曖昧なものとならざるをえず、認定には長い時間を要した。こうした現実離れした参加資格の高いハードルが、おのずと訪日調査の規模・頻度を制約し、未判明孤児の訪日調査を大幅に遅延させたのである。

これらの事前審査や厳格な認定は、偽装の残留孤児の日本への入国を阻止し、また訪日調査での判明率を上げるために必要とされた。しかし偽装者の入国防止の必要は、真の残留孤児の肉親捜しの遅延・制限を正当化する理由にはならない。訪日調査の参加者をあらかじめ少数に絞り込み、その枠内だけで判明率の上昇を目指すのは、より多くの未判明孤児の肉親判明をめざすという目的に照らせば、本末転倒といわざるをえない。

年少の残留孤児は、肉親・身元に関する具体的な情報は乏しい。しかし彼・彼女らは、戦後の中国社会で「日本人」として様々な差別・迫害を体験してきた。地元の人々は、彼・彼女らが日本人であることを認識していた。中国行政当局も、すでに幾度かにわたる調査に基づき、日本人であることを示す档案資料を保有していた。したがって、戦後の中国社会での生活史全体に基づき、できるだけ幅広く柔軟に日本人としての認定を行うことは十分に可能であった。そうすれば、事前審査にもさほど時間はかからず、実施の費用と体制さえ整えれば、訪日調査の規模や頻度を飛躍的にあげることもできた。また２週間程度で１人１回限りの訪日調査で終わらせず、残留孤児と認定した者をまず希望に応じて長期間にわたって滞日または永住帰国させ、肉親に関する情報が豊富な日本社会に居住させる中で肉親捜しを継続することも可能であった。年少の孤児達は、「たった２週間、１回限りの訪日調査で、その後は何の調査もない」ことに、大きな不満を感じている。

日本政府が当時、こうした柔軟な対応をとらなかったのは、肉親の身元保証を得られる残留孤児だけに永住帰国を認めていたことと無関係ではない。つまり日本政府は、永住帰国後の残留孤児の生活に責任を負うのは政府ではなく、あくまで肉親であり、したがって肉親の判明を永住帰国の前提条件とみなしていたのである。こうした政府の姿勢が、肉親捜しの訪日調査を小規模・短期間にとどめ、また五月雨式に遅延させ、結果的に年少の残留孤児の肉親判明率を極端に低いものに終わらせてしまった大きな背景であったといえよう。

さて第４に、残留孤児の肉親捜しの動機・方法に注目すると、年長の孤児達は記憶に鮮明に残っている「懐かしい肉親との再会」を目指し、肉親捜しに取り組んだ。また肉親捜しの方法も、「同郷出身」や「同じ開拓団出身」の残留婦人に出身地の地方自治体への手紙を託すなど、個別具体的な情報にまで踏み込んだものであった。つまり年長の孤児は、「日本の血統」や「日本人一般」ではなく、あくまで個別具体的な動機・関係・情報の中で、肉親を捜した。またそれゆえに、彼・彼女らは肉親と再会できた。これに対し、記憶・情報が乏しい年少の孤児の肉親捜しの動機は、一つには貧困からの脱却であった。そこでは、まず日本人として認定されることが重要であり、肉親捜しはそのための手段ともいえた。これは前述の日本政府の、肉親捜し・判明を日本への永住帰国の前提条件とする方針に沿ったものである。そしていま一つ、年少の孤児には、「自分はどこからきたのか、自分とは何者なのか」など、自らの存在とアイデンティティの根源を明らかにしたいという動機もあった。その動機の問いへの暗黙の答えは、「自分は日本人の実父母の子供であり、日本人である」ということになる。こうした年少者の二つの動機――物質的・経済的動機、および精神的・根源的動機――は、一見正反対に見える。しかし両者はいずれも、日本人としての血統主義的国民統合の論理と一定の親和性をもつ。しかし同時に、一見、利己的にもみえる前者の物質的・経済的動機は、生活の必要・上昇要求に基づくものであり、人間としての普遍性に支えられている。しかもそれは、ポストコロニアルの世界的な国民国家間の経済格差という現実をふまえた認識である。一方、後者の精神的・根源的動機は、人間の本質的な類的行為といえる。しかも残留孤児の場合、自らの存在の成り立ちを問おうとすれば、必然的に日本の侵略戦争、ポストコロニアルの中国社会での生活、そして日本政府による放置といった歴史・社会的現実に関する認識が不可欠になる。以上のように、残留孤児における肉親捜しの動機は、年長・年少を問わず、血統主義的国民統合・ナショナリズムの枠内に収まりきるものではない。たとえ血統主義的国民主義に回収されがちな要素を含んでいたとしても、その基底にあるのはむしろ人間としての普遍主義であり、しかも帝国主義やポストコロニアルの国民国家システムに対する批判という形をとって現れる人間としての普遍主義というべきであろう。

第５に、残留孤児と養父母の関係についてみると、ここでもまた孤児の年齢による差が明白である。まず年長の孤児は、「自分は日本人であり、養父母の養子である」という事実認識を、当初から養父母と共有していた。そこで年長の孤児の養父母の多くは、孤児が肉親捜しに踏み出したとき、様々な葛藤を抱きつつも、協力または黙認する姿勢をとった。これに対し、年少の孤児では、「日本人であり、養子である」という事実そのものが長年、秘密にされ、養父

母との間で触れてはならぬタブーとされてきたことが多い。それだけに肉親捜しの際、年少の孤児と養父母は、特に深刻な葛藤に直面せざるをえなかった。しかも記憶・情報が乏しい年少の孤児達は肉親捜しに際し、関係者とりわけ最も事情をよく知る養父母から事実を聞き出さねばならなかった。そこで孤児と養父母の葛藤は一層深まった。そして年少の孤児の中でも、肉親捜しに貧困からの脱出の願いを託す貧しい農村の孤児の場合、養父母は比較的早く葛藤を乗り越え、養子の肉親捜しに協力した。子供の生活の向上を望む、人間として、親として当然の意識がそこに働いたものと思われる。一方、「自分はどこからきたのか、自分は何者なのか」を問おうとして肉親捜しに踏み出した都市の年少の孤児の養父母は、肉親捜しに最後まで激しく抵抗した。こうした養父母には、孤児を幼い頃から濃やかな愛情をもって育て上げてきたケースが、特に多かった。それだけに彼・彼女らには、孤児達の肉親捜しという行為そのものより、むしろその背後にある動機が受け入れにくかったものと思われる。しかしそれでも、最終的には都市の養父母も含め、大半の養父母達は残留孤児の肉親捜しを受け入れていった。孤児達が、養父母（社会性）を棄て、実父母（自然性）を選択しようとしているのではないことが理解できたからである。自然と社会の二分法・二者択一ではなく、その双方が養子の「生命＝生活」にとって不可欠であるという認識・確信を、孤児と養父母は葛藤に満ちた行きつ戻りつのコミュニケーションを通して獲得していったといえよう。「誰にも実の親がいる」ことを、養父母も受容していった。そしてその際、大きな決め手になったのは、寿命（「生命＝生活」の有限性）である。「自分が死ぬと、養子に事実を伝えられる人がいなくなる」、「実父母を早くみつけなければ、永遠に会えないままに終わる」。限りある人生だからこそ、今／ここでの決断・主体性の発揮が必要となり、葛藤が乗り越えられていった。

そして第６に、残留孤児と日本の肉親との関係についてみると、年長者の多くは肉親が判明し、感激の再会を果たした。ただし一部では、30年間以上にわたる離別が、言語・習慣、実父母の再婚等による新たな人間関係の軋轢を作り出し、再会以前に思い描いていた「懐かしい肉親」のイメージは打ち砕かれた。肉親との現実の出会いは、単なる自然性ではなく、社会性を突き付けた。この点については、その後に続いて発生した永住帰国をめぐる肉親との対立・葛藤も含め、別稿で詳しく検討しよう。一方、年少の孤児の多くは、肉親が未判明に終わった。このことはまず、貧困からの脱出を動機として肉親を捜していた年少の孤児にとっては、身元保証人としての肉親が確保できない中で、いかにして日本に永住帰国を果たすかという新たな問題の発生を意味していた。また、「自分が何者なのか」を明らかにすることを動機として肉親を捜していた年少の孤児にとっては、その答えが永遠に得られなくなったことを意味していた。そして訪日調査の際、肉親と思われる人々が、日本での家族生活の事情や遺産相続問題によって残留孤児を認知しないということが一部で起きた。認知を阻む背景には、日本政府が孤児の受け入れを家族の私事とみなし、肉親に責任を負わせていた事実があった。肉親はここでもまた、単なる自然性ではなく、極めて社会的に構築されるものであることが露呈したのである。一部の孤児達は、「認知しない肉親を、日本政府が説得すべきだ」と主張する。しかし認知を阻んだ大きな要因は、私的所有（遺産等）、および家族における高齢者女性（実母）の地位であった。こうした近代家族制度そのものの矛盾が認知を阻んでいる以上、近代国家の家族への介入・説得による問題解決には限界がある。国家が肉親と孤児のいずれの立場にたって他方を説得したとしても、それは結局、生きた親子関係への国家権力の介入の強化にほかならないからである[32]。その意味で残留孤児の認知をめぐる葛藤は、近代家族・国家の枠内では解決しえない。遺産を勝ち取るにせよ、放棄するにせよ、そのような権利や自由をいくら獲得しても、遺産という制度から孤児も肉親も自由にはなれず、一層強く拘束される。自然と社会の統一としての家族は回復しえないのである。

補注

1）中国にとどまった残留孤児については、呉（2004）第２部。また我々はこうした孤児に関する中国での実態調査をすでにほぼ完了しているが、その詳細な分析は別稿に譲る。
2）佟・浅野（2008）410頁、浅野（2006）248～249頁。
3）南（2006）26頁。
4）浅野(2005)107～109・188頁。
5）浅野・佟（2006-b）、浅野（2008）。
6）浅野・佟（2008）、佟・浅野（2009）。
7）厚生省援護局（1987）46頁。
8）厚生省援護局（1987）４頁、呉（2004）29頁。
9）後期集団引揚げについては、南（2006）27～29頁、庵谷（2006）76～77頁、井出（1986）213～218頁、菅原（1989）191～192頁、厚生省援護局(1987) ７～８頁、呉（2004）42･54～56頁。
10）『厚生白書』（1957年版）244頁、厚生省援護局（1987）５～６頁。
11）南（2006）は、当時の日本政府資料に基づき、中国政府側には集団引揚げを再開する用意があったが、日本政府側に“目立たぬ自然な形”で集団引揚げを終結させようとする意図があったと指摘している。
12）佟・浅野（2009）。
13）厚生省援護局（1987）17頁、菅原（1989）191～192頁。
14）「生き別れた者の記録」『朝日新聞』1974年８月15日、庵谷（2006）77頁。
15）厚生省援護局（1987）18頁。
16）養父母と年少の残留孤児の関係については、浅野･佟（2006-a）。
17）佟・浅野（2009）。
18）厚生省援護局（1987）19頁、関･張（2008）69～70頁、呉（2004）79～80頁。
19）佟・浅野（2009）。
20）2000年以降は、集団訪日調査に代えて、厚生労働省が調査担当官を中国に派遣し、日中政府共同で面接調査を行い、日中両国政府で残留孤児と確認された者について、その情報を公開し、また肉親情報のあった者を訪日させ、対面調査を行っている。本稿の対象者には、この新たな情報公開調査の該当者はいない。
21）関・張（2008）下巻７頁。
22）厚生省援護局（1987）35頁。
23）厚生省援護局（1987）44頁。
24）厚生省援護局（1987）48頁 。
25）日中両国政府のいずれかが残留孤児と認定できない者につい

て、日本厚生省職員が訪中し、中国現地で残留孤児との面接調査や資料収集を実施し、残留孤児である蓋然性が高いと判断した場合、訪日調査に参加させるようになったのは、1994 年になってからである。

26）中国残留日本人孤児問題懇談会「中国残留日本人孤児問題の早期解決の方策について」（1982）。厚生省援護局（1987）111 頁に掲載。

27）『毎日新聞』1984 年 10 月 31 日は、中国公安局職員および中国行政担当者の発言として、「現在のような訪日調査では、10 年かかっても終わりませんよ」、「孤児はすでに 40 代で、早くしないと肉親に会えなくなる。調査のスピードが遅すぎる責任はすべて日本政府にある」、「集団訪日と並行して個人の訪日も推進すべきだ。また、孤児を捜す父母の集団訪中も必要」等を紹介している。

28）この点への不満については、関・張（2008）141 ～ 142 頁。

29）この判明率は、訪日調査全体の判明率（約３割）とほぼ一致している。

30）本稿の対象者のうち、年長者で訪日調査に参加したケースは少ないが、そこでの判明率は高い。また訪日調査期間中、マスメディアで流された具体的な情報をもとに、比較的簡単に肉親が名乗り出ている。「訪日調査の２日目、私はテレビに出た。実父が家でテレビを見ていて、すぐ『これはうちの子じゃないか』と思ったそうだ。実父は即日、面会にきた。私は実父の容貌や実母の身長、私は誰に似ているとか、当時の年は何歳だとか、何のために中国に渡ったとか、全部話した。黒竜江省で小学１年生の時、通学中、転んで足にケガをしたことも話した。これらがすべて実父の記憶と一致した。ＤＮＡ鑑定の結果からも、確実に親子であると証明できた」、「訪日調査の時、姉はテレビを見て、すぐに私だと断定した。２人の姉が会いに面会にきてくれ、即日判明した」。

31）厚生省援護局（1987）44 頁。

32）浅野（2005）117 頁、ミース（1998）147 ～ 149 頁。

参考文献

浅野慎一（2005）『人間的自然と社会環境』大学教育出版

浅野慎一（2006）「取り残された人間」ヒューマンコミュニティ創成研究センター編『人間像の発明』ドメス出版

浅野慎一（2008）「激動の六年余、道は半ば」『法と民主主義』431

浅野慎一・佟岩（2006-a）『異国の父母』岩波書店

浅野慎一・佟岩（2006-b）「中国残留孤児の労働・生活と国家賠償訴訟」『労働法律旬報』1633

浅野慎一・佟岩（2008）「中国残留孤児の『戦争被害』」『神戸大学大学院人間環境学研究科研究紀要』2-1

庵谷磐（2006）「中国帰国者支援施策の展開と問題点」『アジア遊学』85

井出孫六（1986）『終わりなき旅』岩波書店

関亜新・張志坤（2008）(佟岩・浅野慎一監訳)『中国残留日本人孤児に関する調査と研究』不二出版

厚生省援護局編（1987）『中国残留孤児』ぎょうせい

呉万虹（2004）『中国残留日本人の研究』日本図書センター

菅原幸助（1989）『「日本人になれない」中国孤児』洋泉社

佟岩・浅野慎一（2008）「訳者あとがき」関亜新・張志坤『中国残留日本人孤児に関する調査と研究』不二出版

佟岩・浅野慎一（2009）「ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間環境学研究科研究紀要』2-2

ミース ,M.（1998）(後藤浩子訳)「自己決定―ユートピアの終焉 ?」『現代思想』26-6

南誠（2006）「『中国残留日本人』の形成と記憶」『アジア遊学』85